

オーストラリアの海上保安体制と 2013 年海洋取締権限法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 外交防衛調査室主任 等 雄一郎

【目次】

はじめに

I 海上保安体制の成立ちと現状

- 1 海上保安体制の成立ち
- 2 海上保安体制の現状

II 2013 年海洋取締権限法の概要

- 1 制定経緯
- 2 構成と概要

補論 海上保安に関する最新の動き

おわりに

翻訳：2013 年海洋取締権限法（抄訳）

はじめに

2013 年 9 月の総選挙で 6 年ぶりの政権復帰を果たした保守連合（自由党と国民党の連合）は、公約の柱の 1 つとして、労働党政権下で難民政策

が緩和された結果生じた密航船の急増に対して、厳格な密航船対策を行うことを掲げた⁽¹⁾。トニー・アボット新首相 (Tony Abbott) は、政権発足と同日の 9 月 18 日、元国家安全保障担当首相次席補佐官で陸軍参謀長代理を務めてきたキャンベル中将 (Angus Campbell) を司令官とする国境保全作戦 (Operation Sovereign Borders: OSB) を開始した。同作戦は、不法な密航者の流入を阻止する目的をもった軍主導だが多くの連邦政府機関が支援する省庁横断的な取組みとされる⁽²⁾。

元々、オーストラリアには、日本の海上保安庁や米国の沿岸警備隊に相当する海洋における法執行活動を統一的に担う専門機関がなかった。1990 年代後半から 21 世紀に入る頃、安全保障上の脅威が多様化する中で、同国においても海洋における国境警備や保安体制の見直しが行われた。今回の政権交代に伴う新規作戦の発動も、同国の関係海域⁽³⁾の安全の追求という意味では、

(1) 総選挙年の 2013 年の 1 月に発表された保守連合の政権構想「わが計画—全オーストラリア人のための真の解決策—次期保守連合政権の方向性、価値、そして政策の優先度」の 21 項目の構想の第 20 番目で「国境の強化と安全な国家の提供」が謳われ、総選挙直前の同年 7 月には、選挙公約の 1 つとして「保守連合の国境保全作戦政策」(The Coalition's Operation Sovereign Borders Policy) が発表された。いずれも保守連合の一方の当事者である自由党のウェブサイトに掲載されている。保守連合の政権構想 (Our Plan: Real Solutions for all Australians: The direction, values and policies of the next Coalition Government) は http://lpa.webcontent.s3.amazonaws.com/realsolutions/LPA%20Policy%20Booklet%20210x210_pages.pdf に、保守連合の国境保全作戦政策 (The Coalition's Operation Sovereign Borders Policy) は http://lpaweb-static.s3.amazonaws.com/Policies/OperationSovereignBorders_Policy.pdf にそれぞれ掲載される (以下、インターネット情報は 2013 年 12 月 27 日現在である)。併せて、「豪、密航船に強硬策」『朝日新聞』2013.9.26 も参照。

(2) Australian Customs and Border Protection Service, Transcript: Minister for Immigration and Border Protection and Commander of Operation Sovereign Borders Joint Agency Task Force address press conference on Operation Sovereign Borders 23 September 2013. http://www.customs.gov.au/site/130923transcript_operation-sovereign-borders.asp

(3) 「オーストラリア (同国) の関係海域」は、Australia's maritime domain の訳語で、文脈によって、領海、排他的経済水域、海難救助の際にオーストラリアが分担する捜索救難区など多様な関係海域を指して使われている。2013 年 9 月発行の Border Protection Command, *Guide to Australian Maritime Security Arrangements (GAMSA)*, Canberra: Commonwealth of Australia, 2013 からは、これに代えて Australian maritime jurisdiction が使われるようになった。2009 年発行の GAMSA (後掲注(5)参照) において Australia's maritime domain とされていた箇所が Australian maritime jurisdiction に置き換えられたが、その意味するところは同じである。

こうした流れの延長上にある。

本稿は、第 I 章において、海上保安の専門機関を有してこなかったために日本でこれまで知られることの少なかったオーストラリアの海上保安体制について、その成立ちを含めて現状を概観する。第 II 章で、海上保安を国家安全保障の一環として位置づけ直す近年の動きの中で制定された 2013 年海洋取締権限法⁽⁴⁾の制定経緯と概要を紹介し、同法制定後の同国の海上保安に関する最新の動きを補った上で、末尾に同法の抄訳を付す。

I 海上保安体制の成立ちと現状

オーストラリアは長大な海岸線と広大な排他的経済水域 (EEZ) を有しており、海洋は、世界市場の入口として、また豊かな資源供給源として、水産業、農業、観光業、石油や天然ガスを含む鉱業などあらゆる産業に貢献することによって、豊かな民主国家・オーストラリアを支えている。近年、同国の関係海域における天然資源の違法利用、海賊・テロ行為、密輸・密航、海洋汚染等は、国益に対する重大な脅威と捉えられている⁽⁵⁾。

1 海上保安体制の成立ち

オーストラリアにおいて、軍事的脅威以外の民間の海洋活動を監視対象にした活動は、1911 年、日本人漁民による真珠貝採取活動を取締る

ため、北部オーストラリア海域に連邦海軍の砲艦を派遣したことに始まるといわれる⁽⁶⁾。これに対して、現在の同国の海上保安活動の直接的な淵源は、1967 年に同国が当時の 3 海里の領海に加えて沿岸から 12 海里を漁業水域と設定した宣言に遡り、1968 年にオーストラリア国防軍の P-3C 哨戒機や哨戒艇を使った監視と対処が始まった⁽⁷⁾。この海洋における監視活動に次第に多くの政府機関が関与するようになったため、1973 年には活動調整のための常設の省庁間委員会が設置された⁽⁸⁾。

その後、海上保安法制をめぐる同国の議論は、こうした関係各機関の活動の調整機能や運用の改善で対応すべきであるという立場と、海上保安専門の「沿岸警備隊 (a coastguard)」を創設すべきであるという立場の 2 つの間で揺れ動いてきた。結果的に、同国の関係海域全般を管理して取締る専門の恒久的な機関は今日に至るまで設置されてこなかった⁽⁹⁾。

その後の歴史的経緯を簡単にふり返ると、1970 年代以降、「沿岸警備隊」設置が見送られる一方、同国の関係海域における脅威認識の変遷に応じて、海上保安活動の調整・運用を担う組織や活動の枠組みもまた変化してきた。まず、北部海岸地帯でのインドネシア漁民による貝類の密猟と上陸騒動やベトナム難民を主とする“ボート・ピープル”の脅威が認識された 1970 年代には、オーストラリア検疫検査局 (AQIS) が、民間チャーター機による沿岸の航空監視を中

(4) Maritime Powers Act 2013 (Act No. 15 of 2013)

(5) Border Protection Command, *Guide to Australian Maritime Security Arrangements (GAMSA)*, Canberra: Commonwealth of Australia, 2009, p.3.

(6) オーストラリアの民間の軍事情報ニュースサイト asiapacificdefencereporter (APDR) の 2011 年 3 月 14 日付掲載の記事 “Border Security: Australia’s Border Protection Command.” 〈<http://www.asiapacificdefencereporter.com/articles/120/Border-security-Australia-s-Border-Protection-Command>〉による。

(7) Joint Committee of Public Accounts and Audit, *Report 384: Review of Coastwatch*, Canberra: The Parliament of Commonwealth of Australia, 2001, p.4.

(8) Derek Woolner, “The Governance of Security in Australia’s Maritime Domain,” *Security Challenges*, vol.7, no.2, 2011, pp.61-62.

(9) *ibid.*

心に活動の調整・運用の主導権を握っていた⁽¹⁰⁾。1980年代に入ると、200海里のEEZと重なる形で同国が設定したオーストラリア漁業水域(AFZ)における資源保護や麻薬密輸の脅威に対処するため、オーストラリア税関(ACS)の傘下に沿岸監視部(Coastwatch)が置かれ、従来の検疫に偏重していた海上保安活動の見直しが行われた⁽¹¹⁾。さらに、国際犯罪組織による同国海域の利用や不審船の侵入が相次いだ1990年代末になると、沿岸監視部の情報収集・分析能力の向上及び装備の改善の必要性が認識され、同部と国防軍の間における情報の連携を強化するために同部の総監に国防軍の将官が充てられることになった⁽¹²⁾。

2 海上保安体制の現状

(1) 国境警備司令部(BPC)の創設

オーストラリアの海上保安体制の枠組みの変化のうち、近年で最も大きいのが2005年の統合沖合警備司令部(Joint Offshore Protection Command: JOPC)の創設と、翌2006年の同司令部の国境警備司令部(Border Protection Command: BPC)への改称である。JOPCの設置は、保守連合のハワード首相(John Howard,

1996～2007)により2004年に任命された「沖合海域安全検討班」の検討結果を踏まえた措置であった⁽¹³⁾。

沖合海域安全検討班は、2001年の米国9.11テロ事件後の国際環境下でテロの脅威が認識される中、チモール海などの沖合にある同国の油・ガス田施設に対するテロの脅威への対処策を検討するために設置され⁽¹⁴⁾、その検討結果は2004年に連邦議会に報告された⁽¹⁵⁾。同報告の全容は依然として秘密に指定されたままであるが、ACSと国防軍は沖合海域における哨戒・対処・阻止の能力を十分有しているという現状認識のもとに、同報告はJOPCの創設を勧告した⁽¹⁶⁾。JOPCは、沖合海域の油・ガス田へのテロの脅威に対処するために海洋の対テロ活動の中心的機関として、軍と文民両組織が提供する機材や要員の調整と統制を行うことを目的とした、複数の政府機関から成る組織とすべきだとされた⁽¹⁷⁾。

こうして対テロ活動のために2005年3月に設置されたJOPCであるが、実際のところ対処すべき脅威の大半はテロ関連ではなく、漁業操業や検疫などに関する通常の違法行為であった。2006年10月のBPCへの改称もこれを反映したもので、司令部内の活動の立案・調整の

(10) Joint Committee of Public Accounts and Audit, *op.cit.* (7), pp. 4-5; Woolner, *op.cit.* (8), p. 62. なお、貝の密猟と上陸騒動とは、1974年、インドネシア漁民がオーストラリア北西海岸地帯でムラサキウズガイ(tochus)を採取する目的で違法に野営していることが判明し、西オーストラリア州やクイーンズランド州の牧畜産業は、これによって家畜に外来伝染病が蔓延することを危惧し、このため海洋における連邦政府の国境警備を問題視する政治的な動きが生じたことを指している。

(11) *ibid.*

(12) Border Protection Command, "Coastal surveillance task force review." <<http://www.bpc.gov.au/site/page5795.asp>>

(13) Border Protection Command, "History: Overview." <<http://www.bpc.gov.au/site/page5792.asp>>

(14) 国防事務次官経験者で沖合海域安全検討班の座長を務めたトンキン氏(Robert Tonkin)が2005年開催のシンポジウムに提出した資料による。Robert Tonkin, Security Pressures and Preferred Options for Enhanced Offshore Maritime Security: [Presentation for] Safeguarding Australia 2005 at 12 July 2005, National Convention Centre Canberra, 2005, p.1. <http://www.safeguardingaustraliasummit.org.au/uploads/SA05_Tonkin.pdf>

(15) Border Protection Command, "Taskforce on offshore maritime security." <<http://www.bpc.gov.au/site/page5796.asp>>

(16) *ibid.*; APDR, *op.cit.* (6).

(17) *ibid.*; Tonkin, *op.cit.* (14), pp. 4-5.

中枢にオーストラリア漁業管理局（AFMA）とAQISから各々2人の要員を追加配置し、通常の法令違反行為等への対処能力を強化した⁽¹⁸⁾。

その後、2007年末の総選挙で公約の1つに「沿岸警備隊構想」を掲げた労働党が政権の座に就いた。ラッド首相（Kevin Rudd, 2007～2010）は、元国防事務次官で前駐中国大使のリック・スミス氏（Ric Smith）に、国土安全及び国境保全のあり方について検討を指示した。2008年6月に首相に提出されたスミス報告は、検討事項のうちの国境保全に関し、①関係機関をまとめて単一の国境警備機関を創設するよりも、省庁横断的な調整枠組みを活用するほうがオーストラリアの現状に適していること、②海上保安に関係する各機関は、BPCが次第に効果的な調整の役割を担ってきたことを評価していること、③海洋における法執行活動に関する現行の法的枠組みは複雑で多数の政府機関が関係しているため、その法的枠組みには合理化の余地があることなどを内容とする勧告を行った⁽¹⁹⁾。

次いで、ラッド首相は、2008年末に政府全体として国家安全保障に関する諸政策の優先度

を示した「国家安全保障声明」を連邦議会で公表した。優先度の高い10項目の政策の2つめにスミス報告の勧告の実施を掲げて、国境保全問題が国家安全保障上の重要課題であることを示した⁽²⁰⁾。この他、同声明に基づいて従来のACSがオーストラリア税関国境警備局（ACBPS）と改称され、国境保全に責任を有することがより明確にされた⁽²¹⁾。

さらに、2013年1月、労働党のギラード首相（Julia Gillard, 2010～2013）が同国として初の「国家安全保障戦略」を発表した。これはラッド前首相の「国家安全保障声明」をもとにさらに安全で強力な国としていくための戦略を提示し、国家安全保障目標達成上の8つの柱の1つとして国境保全を掲げて、明確に国境保全問題を国家安全保障の一環として位置づけた⁽²²⁾。

ハワード保守連合政権下で設置されたJOPC/BPCは、海洋の国境保全が国家安全保障上の課題であるという認識が醸成される中で、労働党政権や2013年に復活した保守連合政権においても存続し、今やオーストラリアの海上保安活動を統一的に指揮・運用する組織となっ

(18) Derek Woolner, "Policing our ocean domain: Establishing an Australian coast guard," *ASPI Strategic Insights*, no.41, 2008, pp.9-10.

(19) Ric Smith, "Summary and Conclusions: Report of the review of homeland and border security," 4 December 2008. <http://www.dpmc.gov.au/national_security/docs/20081204_review_homeland_security.pdf> 引用資料は、2008年12月4日のラッド首相の「国家安全保障声明」と同日に公表されたスミス報告の要約版である。2008年6月に首相に提出されたスミス報告本体は秘密指定されているようである。

(20) Kevin Rudd, "National Security Speech," *House of Representatives Official Hansard*, 4 Dec. 2008, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, pp.12549-12557. ちなみに、10項目の政策とは、①首相国家安全保障補佐官室の創設、②国境保全を含むスミス報告の勧告事項の実施、③国防軍の能力強化、④豪米同盟の強化、⑤地域パートナー諸国との協力関係の強化、⑥アジア太平洋共同体の促進、⑦核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND、日本の川口元外相とオーストラリアのエバンス元外相が共同議長を務める。）を通じた核不拡散・核軍縮の積極的 pursuit、⑧南西太平洋地域の経済発展の推進、⑨サイバーセキュリティの強化、⑩気候変動・エネルギー安全保障を国家安全保障の公式的政策決定枠組みに取り入れること、である。

(21) Border Protection Command, *op.cit.* (3), p.5.

(22) Department of the Prime Minister and Cabinet, *Strong and Secure: A Strategy for Australia's National Security*, Canberra: Australian Government, 2013, p.15. <http://www.dpmc.gov.au/national_security/docs/national_security_strategy.pdf> この文書は今後10年程度を対象に、国家安全保障目標達成上の8つの柱として、①テロ・スパイ・外国の介入への対抗措置、②オーストラリアとその国益への攻撃の抑止と排除、③国境の保全、④重大な組織犯罪の防止・探知・阻止、⑤国益に資する安全な国際環境の促進、⑥国民・資産・産業基盤・制度の強化、⑦豪米同盟の強化、⑧世界、特にアジア太平洋地域の理解とそこにおける影響力の拡大をあげている。

ている。

(2) 海上保安体制の現状—BPC を中心に—

オーストラリアの海上保安活動の実施体制の現状を、BPC の役割と組織を中心に紹介する。

(i) BPC の役割

BPC (国境警備司令部) は、前述のように 2005 年に JOPC (統合沖合警備司令部) として設置されて以後、一貫してオーストラリアの関係海域における第一義的な法執行機関であるが、制定法に基づいて設置された機関ではない⁽²³⁾。なお、BPC が法執行機関として「海上保安 (maritime security)」に責任を有する一方で、海上人命安全条約 (SOLAS)⁽²⁴⁾ に基づく同国の捜索救助義務の履行や海洋汚染対策計画の策定など「海洋安全 (maritime safety)」の責任を第一義的に負う機関としてオーストラリア海事安全局 (AMSA) が別に存在している点は注意を要する⁽²⁵⁾。

BPC の役割は、オーストラリアの関係海域において、①保護区域内の違法活動、②天然資源の違法利用、③海洋汚染、④禁止物の輸出入、⑤海からの無許可侵入、⑥検疫上の危険、⑦海上での海賊、強盗又は暴行、⑧海洋テロ、の 8 つの非軍事的な脅威に対処して、国益保護のための法執行活動を実施することである。BPC が法執行活動を行うことのできる同国の関係海

域には、領海、EEZ、EEZ 外延の大陸棚区域、海洋保護区等が含まれる⁽²⁶⁾。

このように広大な海域において広範な分野で法執行の役割を担う BPC であるが、司令部の規模は約 200 人に過ぎない⁽²⁷⁾。BPC は、自前の機材 (艦艇・航空機) は有しておらず、ACBPS、国防軍、その他の政府機関から BPC 向けに割り当てられた資源 (機材と専門家) を活用して海洋の脅威を探知して対処するため、提供された資源の調整と任務の立案・指揮を行う機関だからである⁽²⁸⁾。BPC 司令官の役割は、かつて ACS 傘下で沿岸監視部総監が担っていた海上保安に必要な哨戒・対処・阻止の各機能を統合して実施する役割を引き継ぐもので、連邦や州の各政府機関が必要とする範囲で、その委任に応じて法執行活動を行うものである⁽²⁹⁾。

(ii) BPC の組織

オーストラリア税関国境警備局 (ACBPS) の組織図⁽³⁰⁾を見ると、BPC はその中の 1 つの部署となっているが (図 1 及び「補論」参照)、以下の説明から分かるように、BPC は、複数政府機関から成る任務部隊 (a multiagency taskforce)⁽³¹⁾ として、組織上で独特の位置にある。

例えば、国防軍から BPC への機材の提供は、BPC 司令官の要請に基づいて、第 639 統合任務部隊 (JTF639) 司令官を兼任する海軍少将

(23) Border Protection Command, “Homepage.” (http://www.bpc.gov.au/)

(24) 正式名称は、「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約」で、英語名称 International Convention for the Safety of Life at Sea から SOLAS と略称される。日本も加入し、1980 年に国内発効した (昭和 55 年条約第 16 号)。

(25) Border Protection Command, *op.cit.* (23) ; Border Protection Command, *op.cit.* (3), p.4.

(26) Australian Customs and Border Protection Service, “Practice Statement No.PS2012/03: Arrangement for a Multi Agency Border Protection Command, 2012.3.23,” paras.1-13. (http://www.customs.gov.au/webdata/resources/files/PS201203-Arrangements_for_a_Multi_Agency_Border_Protection_Command.pdf)

(27) APDR, *op.cit.* (6) 約 200 人の司令部要員の出身内訳は、約 80% が ACBPS、15% が国防軍、残りが連邦警察、AFMA (オーストラリア漁業管理局)、AQIS (オーストラリア検疫検査局) その他の政府機関の出身者である。

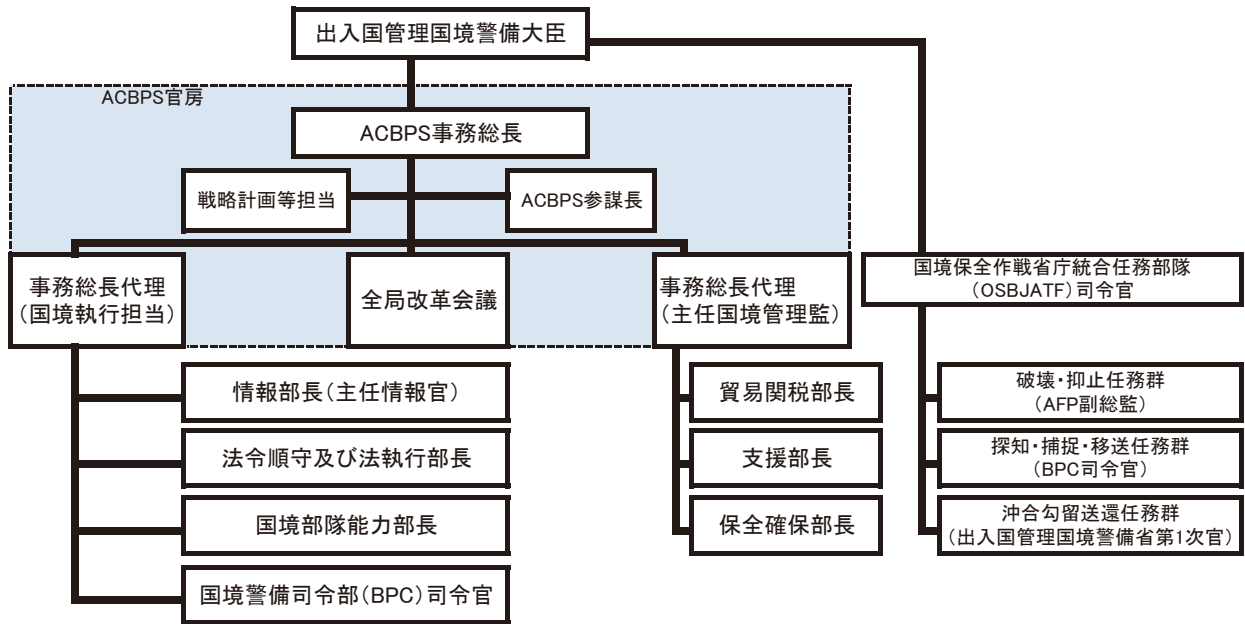
(28) Australian Customs and Border Protection Service, *op.cit.* (26) ; Woolner, *op.cit.* (8), p. 67.

(29) Woolner, *op.cit.* (18), p.9.

(30) Australian Customs and Border Protection Service, “Organization Chart.” (http://www.customs.gov.au/webdata/resources/files/ACBPSOrganisationChart9December2013.pdf)

(31) Border Protection Command, *op.cit.* (3), p.18.

図1 オーストラリア税関国境警備局 (ACBPS) の組織図 (2013年12月現在)



(出典) Australian Customs and Border Protection Service, “Organization Chart.”
 (<http://www.customs.gov.au/webdata/resources/files/ACBPSOrganisationChart9December2013.pdf>) など
 をもとに著者作成。

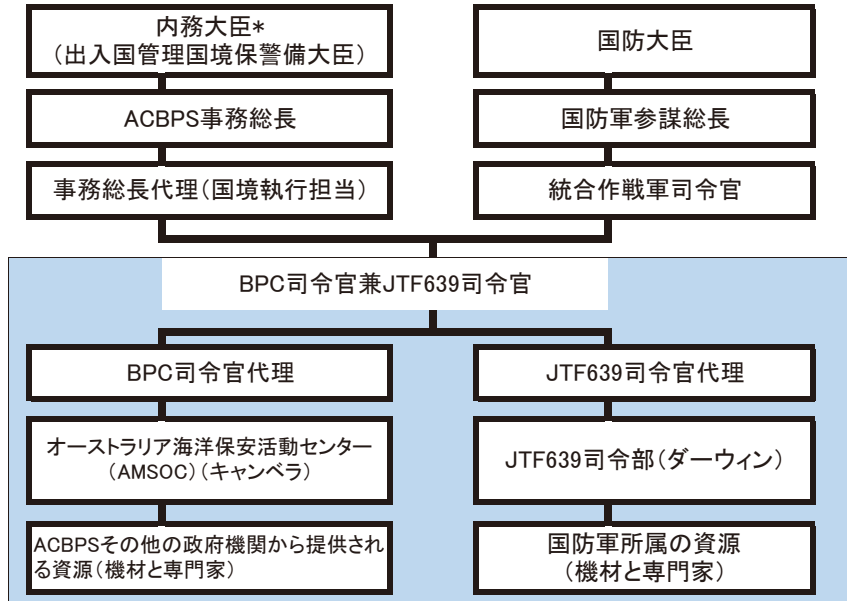
である BPC 司令官に対して、海軍参謀長が統合作戦軍司令部を通じて融通するという形式をとる。また、BPC 司令官は、BPC と ACBPS が交わした覚書で定める年間の運用時間数だけ BPC に提供される ACBPS 所属の機材を直接に指揮することができる。もっとも、ACBPS 所属の機材といっても、提供される哨戒艇や哨戒機は民間に運用を委託し又は民間からチャーターされるものが多く、機材を運用する乗員は民間人で、取締官として乗り組むのが税関職員やその他 BPC に法執行を委任した各政府機関の職員という場合もある。³²⁾

BPC 司令官は、言い換えると、文民組織上

で ACBPS 事務総長 (CEO) の指揮に服する一方で、軍事組織上では国防軍総参謀長の指揮に服する立場にある。司令官代理として BPC 司令官代理と JTF639 司令官代理の 2 人が置かれ、また、参謀長や法務官も文民組織系と軍事組織系それぞれ 1 人ずつが任命されるなど指揮系統が二重となっている。この二重の指揮系統を 1 つに束ねて任務を効率的に実施するための焦点となるのが BPC 司令官といえる。BPC 司令官は、その指揮権限の行使を 2 人の司令官代理を通じて行う。キャンベラの税関庁舎内に置かれる BPC 司令部には BPC 司令官代理が配置されて、文民組織における戦略

³²⁾ Woolner, *op.cit.* (8), p. 67; Woolner, *op.cit.* (18), p.10. なお、『国防年次報告 2012-13』によれば、国防軍から BPC への海洋監視活動協力を 2006 年以來「レゾリュート作戦」と呼び、毎年、海軍の 7 隻の哨戒艇及び乗船保安チームと空軍の 3 機の P-3C 哨戒機を常時提供し、その他に陸軍の方面監視部隊を沿海地域に支援のために定期的に派遣している (Department of Defence, *Defence Annual Report 2012-13*, 2013, p.99.)。また、国際戦略研究所の『ミリタリー・バランス』2013 年版は、BPC の装備を大型哨戒船 1 隻、沖合哨戒艇 1 隻、沿岸哨戒艇 8 隻などと記している (International Institute for Strategic Studies, *Military Balance 2013*, p.281.) が、このうち大型哨戒船と沖合哨戒艇は民間との契約による装備で、この他に海洋航空監視任務用にサーベイランス・オーストラリア社との間で 2012 年から 10 年間に 10 億豪ドルの契約を結び、10 機のボンバルディア・ダッシュ 8 型機を運用している (Derek Woolner, “Drowned by Politics: Australia’s Challenges in Managing its Maritime Domain,” *Security Challenges*, vol.9, no.3, 2013, p.75.)。

図 2 国境警備司令部 (BPC) の二重指揮系統



* 2013 年の労働党政権までは、ACBPS は内務大臣所管の連邦機関だったが、2013 年の保守連合政権から、出入国管理国境警備大臣所管となった。

(出典) Australian Customs and Border Protection Service, “Practice Statement No.PS2012/03: Arrangement for a Multi Agency Border Protection Command, 2012.3.23,” para.17 などをもとに著者作成。

計画や内部統制を担当するのに対し、北部準州のダーウィンにある国防軍北方軍司令部 (NORCOM) 内に置かれる JTF639 司令部には JTF639 司令官代理が配置されて、軍事組織における作戦の計画及び運用を担当している (図 2 参照)³³⁾。

(iii) 海上保安活動における役割分担

このように BPC は、使用する機材や要員そして司令部組織も、すべて複数政府機関の協力によって成り立っている。複数機関の協力という意味では、関係各政府機関による海洋の脅威・危険情報の提供も重要である。すなわち、BPC は情報の集約と分析の拠点となり、航空監視を含む海洋監視活動計画を立案し、海上保安活動に必要な介入措置のための指揮中枢となるが、そのために必要な脅威の把握と危険の評価に関する情報を BPC に提供するの、法執行を

BPC に委任する各政府機関の側の重要な役割である³⁴⁾。AFMA や AQIS が典型的な BPC に対する事務委任機関であり、かつ、情報提供機関でもある。表 1 は、オーストラリアの海洋における法執行活動の指揮中枢の役割を果たす BPC を中心に、同国の海上保安活動における主な関係政府機関の役割分担を示している。

以上のように、現在のオーストラリアの海上保安体制の特色は、法執行の専門機関を持たずに複数の政府機関が役割を分担して実施するとともに、この分担された役割を BPC が束ねる形で一元的に指揮・運用していることにある。この BPC による一元的な指揮・運用体制に対応すべく、同国の海洋の法執行活動を単一の法的枠組みに基づいて実施するために制定されたのが 2013 年海洋取締権限法である。

³³⁾ *ibid.*; Australian Customs and Border Protection Service, *op.cit.* (26), paras.14-19.

³⁴⁾ Woolner, *op.cit.* (8), p. 67.

表 1 海上保安活動におけるオーストラリアの各政府機関の役割分担

政府機関の名称		海上保安における役割		備考
国境警備司令官	BPC	指揮中枢	監視、対処計画、対処	
オーストラリア税関国境警備局	ACBPS	主要資源提供機関 主要委任機関	船艇・航空機の提供 人・物の出入国管理	2013年に内務省から出入国管理国境警備省所管に移管
オーストラリア国防軍	ADF	主要資源提供機関	艦艇・航空機の提供、	機材はBPC指揮下で運用
オーストラリア海事安全局	AMSA	資源提供機関	監視用航空機5機を提供	捜索救難責任機関
オーストラリア連邦警察	AFP	資源提供機関	連邦刑事犯罪情報提供	AGD所管の機関
司法長官府	AGD	資源提供機関	対処への法的助言	対テロ・災害情報で協力
出入国管理国境警備省		支援機関・委任機関	出入国管理情報の提供	
オーストラリア漁業管理局	AFMA	支援機関・委任機関	漁業規制当局として委任	BPC指揮中枢に職員派遣
バイオセキュリティ・オーストラリア (オーストラリア検疫検査局)	AQIS	支援機関・委任機関	外来伝染病・病原菌の流入 管理当局として委任	AFMAと共に農業省所管の 機関で、BPCに職員派遣
環境省		委任機関	海洋保護区等の保護委任	
交通保安局		関係協力機関	港湾船舶の保安増進協力	インフラ地域開発省所管
その他の連邦政府の機関	:	首相及び内閣府、外交貿易省、グレートバリアリーフ海洋公園局 etc.		
準州を含む州政府の機関	:	州の警察・司法機関、州の漁業当局、州の環境保護当局、州の交通当局 etc.		

(出典) Derek Woolner, "Policing our ocean domain: Establishing an Australian coast guard," *ASPI Strategic Insights*, no.41, 2008, pp.6-7. をもとに、各政府機関のウェブサイト掲載の最新情報により修正して著者が作成。なお、「補論」で紹介する2013年9月開始の国境保全作戦(OSB)関係の組織は本表から除外した。

II 2013年海洋取締権限法の概要

本章では、オーストラリアの海洋における既存の法執行枠組みの統合を目指して、2013年3月に制定され、2014年3月に施行される2013年海洋取締権限法について、制定経緯にふれたのち、その構成と概要を簡潔に紹介する。

1 制定経緯

前述のように、2007年総選挙で労働党は、「沿岸警備隊構想」を提唱し、政権運営で協力関係にあった緑の党も同構想を支持したが、その後、国土安全及び国境保全のあり方に関するスミス報告の検討結果を踏まえ、BPCの沿岸警備隊への転換方針を断念した。しかし、他方で、スミス報告は、国境管理が国家安全保障にとって

死活的な重要性を有する問題であるとの認識に立って、海洋における法執行活動に関する従来の法的枠組みの合理化を勧告していた。ラッド労働党政権は、海上保安活動の一元的な指揮・運用機関としての有効性をスミス報告によって再確認されたBPCの活動をさらに円滑化する狙いから、海洋における法執行活動の法的枠組み改善のための法改正に着手することを2009年9月に発表した³⁵⁾。

従来、オーストラリアの関係海域における漁船違法操業、税関、出入国管理、検疫、密輸、環境保護等に関連する連邦政府による法執行活動は、活動の実態において類似しているにもかかわらず、連邦政府機関単位で形成・運営され、35を超える連邦法に根拠を置いて実施されてきたことから、種々の組織上の非効率と活動上

³⁵⁾ Smith, *op.cit.* (19); Cat Barker, "Maritime Powers Bill 2012," *Bills Digest* No.170 2011-12, 2012, pp.3-6. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/1738460/upload_binary/1738460.pdf;fileType=application%2Fpdf>; Nicola Roxon (Attorney-General), "Second reading speech: Maritime Powers Bill 2012," *House of Representatives Official Hansard 30 May 2012*, p.6224.

の困難を生じてきた。このような非効率と困難を解消する目的をもって、同国の関係海域における連邦政府の法執行体制を再編・統合して、法執行活動のための単一の法的枠組みを定めたのが 2013 年海洋取締権限法である。³⁶⁾

同法の原案（以下、「法案」という。）は、2012 年 5 月 30 日、連邦政府提出法案として連邦議会下院に上程された。法案は、新たな権限を創設するものではない³⁷⁾が、新法制定によって法執行権限規定が重複することになる 1901 年関税法、1999 年環境保護及び生物多様性保全法、1991 年漁業管理法、1958 年出入国管理法、1984 年トレス海峡漁業法の 5 つの既存の連邦法の関連規定を削除・整理するための関連法改正法案³⁸⁾も併せて上程された。

法案は、下院では社会政策及び法律問題委員会に、上院では法律及び憲法問題委員会にそれぞれ付託されて審査が行われたが、いずれの委員会も同法案の制定趣旨に賛同し、これを制定法とすべきとする旨の審査報告を各院に行った³⁹⁾。これに対して、一般に法律案の規定内容が不当

に人権を侵害したり、個人の自由や権利を行政権限に不当に従属させたりしないか等を審査する権限を有している上院法案審査委員会⁴⁰⁾において、法案に関して若干の議論が行われた。

すなわち、法案が、海洋という特殊な環境を理由にして、取締権限行使に当たり許可令状の取得を不要としている点（第 35 条）と取締権限行使の委任又は承認が書面によらずに可能としている点（第 25 条）の 2 点について、上院法案審査委員会は両条が不当な人権侵害及び自由の侵害を生じるおそれがあると疑義を呈した。同様に、海洋取締官が安全確保目的で委任を受けずに取締権限を行使できる規定になっている点（第 29 条）についても疑義が呈された⁴¹⁾。

上院法案審査委員会は、司法長官に許可手続等の再検討を要請するとともに、これらの人権侵害等の疑いのある条項に関して上院の全院委員会による審査を勧告した⁴²⁾。最終的に、上院が条文の修正を行わないことに同意した一方、政府から法案説明資料等で許可手続の詳細情報や海洋取締官の訓練を法施行までに実施する旨

³⁶⁾ Barker, *ibid.*

³⁷⁾ Roxon, *op.cit.* (35)

³⁸⁾ Maritime Powers (Consequential Amendments) Bill 2012.

³⁹⁾ 2012 年 5 月 31 日に法案審査の付託を受けた下院社会政策及び法律問題委員会は、同年 6 月 28 日に委員長の前頭審査報告を行い (House of Representatives Official Hansard 28 June 2012, pp.8325-8326.)、同年 6 月 21 日に法案審査の付託を受けた上院法律及び憲法問題委員会は、同年 9 月 12 日に全 35 ページの審査報告書 (Senate Legal and Constitutional Affairs Legislation Committee, *Report: Maritime Powers Bill 2012 [Provisions]; Maritime Powers (Consequential Amendments) Bill 2012 [Provisions]*, Canberra: Parliament of the Commonwealth of Australia, 2012, p. vii. <http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Legal_and_Constitutional_Affairs/Completed%20inquiries/2010-13/maritimepowers/report/~media/wopapub/senate/committee/legcon_ctte/completed_inquiries/2010-13/maritime_powers/report/report.ashx>) を上院に提出したが、いずれも各院における 2012 年法案可決を勧告する内容であった。

⁴⁰⁾ オーストラリア連邦議会における上院法案審査委員会の有する役割の詳細は、等雄一郎「オーストラリア連邦議会の行政統制と議会予算局の新設」『外国の立法』255 号, 2013.3, pp.189-191. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111653_po_02550011.pdf?contentNo=1> を参照。

⁴¹⁾ Senate Standing Committee for the Scrutiny of Bills, “Maritime Powers Bill 2012,” *Alert Digest*, no.6 of 2012, 2012.6.12, pp.55-58. <http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Scrutiny_of_Bills/Alerts_Digests/2012/~media/Committees/Senate/committee/scrutiny/alerts/2012/pdf/d06.ashx>

⁴²⁾ Senate Standing Committee for the Scrutiny of Bills, “Maritime Powers Bill 2012,” *Report*, no.8 of 2012, 2012.8.15, pp.316-319. <http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Scrutiny_of_Bills/Reports/2012/~media/Committees/Senate/committee/scrutiny/bills/2012/pdf/b08.ashx>

の言質を得た⁽⁴³⁾ことによって、法案は上院全院委員会の審査を経て、2013年3月13日に両院を通過し、3月27日に2013年海洋取締権限法(2013年法律第15号)として制定された。

2 構成と概要

2013年海洋取締権限法は、第1章「総則」、第2章「権限の行使」、第3章「海洋取締権限」、第4章「物に対する措置」、第5章「人に対する措置」、第6章「義務違反」、第7章「雑則」の7章構成、全122か条から成る。末尾に掲載した抄訳では、このうち同法の主要な規定である第1章から第3章を訳出した。

同法に基づく海洋取締権限の行使において鍵となる役割を担うのが、第104条に規定される「海洋取締官」である⁽⁴⁴⁾。海洋取締官は、国防軍将兵、税関職員、連邦警察官及び大臣によって任命されるその他の者から構成され、海洋取締権限を行使することができる。「その他の者」には、従来から行われてきたのと同様に、漁業取締官のような特定の専門分野の連邦政府職員

や州政府職員も含まれると政府の法案趣旨説明書が述べる⁽⁴⁵⁾一方、機材の運用に当たる民間の請負業者がこれに含まれないという明確な限定が規定上ないとも指摘される⁽⁴⁶⁾。少なくとも、表1に掲げる連邦や州・準州の各政府機関の職員は海洋取締官となって取締権限を行使する可能性があることは確かである。

第3章「海洋取締権限」で定める海洋取締権限は、①船舶・施設・航空機への乗込み及び陸地への立入り、②事情聴取等の情報の取得、③場所や人物の搜索、④物品の検査及び確保、⑤文書記録類の複写、⑥武器等の押収・留置、⑦船舶や航空機の抑留、⑧オーストラリア法に違反する行為の停止要求など広範に及んでいる。ただし、権限行使の要件や枠組みの点では、1901年関税法、1958年出入国管理法及び1991年漁業管理法に基づいて従来から連邦政府が有してきた権限と同様で、新規の権限創設は行われていない⁽⁴⁷⁾。

海洋取締官による海洋取締権限の無用の又は過度の行使の防止について定めるのが第2章

(43) *ibid.*

(44) 第104条は、第7章「雑則」に含まれるために抄訳に含めなかったため、以下に条文の全訳を掲げる。

「第104条 海洋取締官

- (1) 次に掲げる者は海洋取締官とする。
 - (a) オーストラリア国防軍に属する者
 - (b) 税関職員(1901年関税法に定める意義を有するものをいう。)
 - (c) オーストラリア連邦警察の職員又は特別職員
 - (d) 大臣が海洋取締官として任命する者

限定任命

- (2) 大臣は、第1項(d)の規定に基づき、次に掲げる条件を有する者を海洋取締官に任命することができる。
 - (a) 次に掲げる1又は2以上の法令等に関係を有する者
 - (i) 指定された法令
 - (ii) 指定された国際的な合意又は国際的な決定
 - (b) 任命の際に指定されたいかなる条件にも従う者
- (3) 当該任命は、海洋取締官としての当該の者による権限の行使に限ることができる。
- (4) 第3項は、第2項(b)を制限するものではない。」

(45) Senate, *Replacement Explanatory Memorandum: Maritime Powers Bill 2012*, Canberra: Parliament of the Commonwealth of Australia, 2012, p.67. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r4838_ems_9ce76c8f-b65f-4762-a785-077b008e6cdb/upload_pdf/375215%20replacement%20em.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/ems/r4838_ems_9ce76c8f-b65f-4762-a785-077b008e6cdb%22>

(46) Barker, *op.cit.* (35), pp.9-10.

(47) Roxon, *op.cit.* (35), pp.6224-6225.

「権限の行使」である。海洋取締権限は、各状況下の最先任海洋取締官が委任官となり、その権限に基づいて行使することを原則とし（第 16 条）、特定の船舶等がオーストラリア法に違反する合理的な疑いがある場合等を権限行使の条件とする（第 17 条～第 22 条）。ただし、陸上にある関係機関の支援や協力を即座には得られないという海洋の特殊性を考慮して、書面による委任は要しない（第 25 条）上に、通常は令状を要する捜索、逮捕等の権限行使に関しても、令状なしに海洋取締権限の行使が可能とされる（第 35 条）。また、第 2 章では、地理的範囲も定め、他国の領域内と同様、豪州領域内又は公海上にある他国の船舶・航空機等に対しては、関係国による同意又は要請がある場合等の例外を除いて、海洋取締官は海洋取締権限を行使できない（第 40 条～第 49 条）。

補論 海上保安に関する最新の動き

2013 年 3 月の 2013 年海洋取締権限法の制定の後、オーストラリアの海上保安に関連して 2 つの大きな動きがあった。最新の同国の海上保安体制を理解するための一助として、これら最新の動きを補うことにしたい。

(1) ACBPS 改革案の公表

1 つは、2013 年 6 月、ACBPS（オーストラリア税関国境警備局）が将来像を描いた「改革のための青写真 2013-2018」報告を公表した。改革の青写真の中でも、外国との間の人や物の出入りに対する ACBPS の障壁機能強化による対テロや大量破壊兵器不拡散のため、「戦略国

境司令部（a Strategic Border Command）」を創設して、統合監視システムを 24 時間リアルタイムで運用するという構想が注目される。ただし、この新組織から BPC は除外されており、ACBPS 改革において、事実上 BPC の役割と組織は変更を求められていない。また、港湾・空港で勤務する ACBPS 職員と海上勤務の ACBPS 職員を併せて「国境部隊（Border Force）」という名の組織の創設が提唱されるが、彼らすべてに海洋での法執行活動に必要な訓練が義務づけられるのか、または依然として ACBPS 海上勤務職員というサブグループが置かれ続けるのかは判然としないと評される⁽⁴⁸⁾。こうした曖昧さは、前述した BPC の組織上の独特の位置づけに由来するものでもあろう。それはともかく、同報告公表後の 9 月に政権交代があったことから、同報告の描く青写真どおりに改革が進むかどうかは不透明である。

(2) 国境保全作戦の発動

もう 1 つの大きな動きは、本稿冒頭でふれたアボット新政権による「国境保全作戦（OSB）」の発動である。密航者の流入阻止によって国境保全を図るため、キャンベル陸軍中將を司令官とする国境保全作戦省庁統合任務部隊（OSBJATF）が創設されて、司令部がキャンベラの税関庁舎内に置かれた。また、OSB の任務を支援するため、①連邦警察の副総監が主導する「破壊・抑止任務群」、② BPC 司令官が主導する「探知・捕捉・移送任務群」、③出入国管理国境警備省第 1 次官が主導する「沖合勾留送還任務群」の、3 つが設置された⁽⁴⁹⁾。

OSB の発動によって、オーストラリア本土

⁽⁴⁸⁾ Woolner, "Drowned by Politics," *op.cit.* (32), pp.76-77; Australian Customs and Border Protection Service, *Blueprint for Reform 2013-2018*, Canberra: Australian Customs and Border Protection Service, 2013, p.27, p.32. (<http://www.customs.gov.au/webdata/resources/files/ACBPS-Blueprint-for-Reform-2013-2018.pdf>)

⁽⁴⁹⁾ Australian Customs and Border Protection Service, *op.cit.* (2). ちなみに任務群は task group の訳語で、国境保全全省庁統合任務部隊という task force（任務部隊）の下にある部隊であることを示している。

への海からの無許可侵入者数と密行船到着数が過去5年平均の70%にとどまる結果となったと政府は2013年末に発表した⁵⁰⁾。このように、OSBは今のところ一定の成果を上げているようである。

なお、新設のOSBJATFと従来のBPCの関係や役割分担は必ずしも明確ではないが、それぞれの司令官が中將と少將と格付けが違うことや上記のようにBPC司令官を長とする任務群がOSBJATFの下に置かれていることが2013年12月現在のACBPSの組織図でも確認できる⁵¹⁾ことから(図1参照)、アボット政権がOSBJATFを上位に位置づけているのは間違いない。しかしながら、密航船対策と密航者の流入阻止を主目的とするOSBに対して、BPCには前述した8つの非軍事的脅威に対処する役割があり、依然として、オーストラリアの海上保安体制において、制度上でBPCが重要な位置を占めるのに変わりはない。

言い換えれば、今回のOSBの発動に関して、海上保安専門機関を置かず、海洋の脅威認識の変化に応じて関係政府機関の活動調整により柔軟に対処してきたオーストラリアの長年の経験の延長上で捉えることができる。その意味では、同国の関係海域における脅威認識が今後変化することになった場合に、再び「沿岸警備隊構想」が政治の争点になることも十分に予想されるだろう⁵²⁾。

おわりに

伝統的にオーストラリアはその海洋における法執行のための専門機関を有してこなかった。その代わり、時代によって変化する海洋の非軍事的脅威に対して、海上保安活動のための指揮・運用枠組みを柔軟に組み替えることで対応してきた。冷戦の終了とグローバリズムの進展により、軍事的にも非軍事的にも脅威が多様化した今日において、オーストラリアの海上保安の必要に対応すべく生まれたのが国境警備司令部(BPC)である。

BPCを中心とする同国の海上保安体制とその活動の特徴は、①小規模のBPCが指揮・運用の中核であること、②複数政府機関による任務部隊というBPCの性質を活かして様々な脅威に柔軟に対応できること、③海軍の将官を司令官とするが、軍と文民両方の組織の統制を受ける二重指揮系統の下にBPCが置かれること、④哨戒・監視活動を大幅に民間業者に委託していることなどにまとめることができる。

注目されるのが、海上保安という法執行活動に国防軍、特に海軍が積極的に関与してきた点である。海軍参謀長のグリッグス中將(Ray Griggs)は、BPCが2012年に催した国境保安に関する会議の発言で、オーストラリア海軍の有する「三位一体の役割(trinity of naval roles)」として、海洋における戦闘力の提供という伝統的な役割、国益支援のためのプレゼン

50) Scott Morrison (Minister for Immigration and Border Protection), "First 100 days of Operation Sovereign Borders finishes with no illegal boat arrivals," *Media release*, 27 Dec. 2013. <http://www.customs.gov.au/site/131227mediarelease_minister_first100days.asp>

51) Australian Customs and Border Protection Service, *op.cit.* (30)

52) オーストラリアの海上保安活動の専門家であるオーストラリア国立大学戦略国防研究センター客員研究員のデレク・ウールナー(Derek Woolner)氏は、同国の海上保安活動のあり方に関する議論は、30年以上にもわたり政権党が変わっても、野党による専門機関の創設提案とこれを政府側が否定するというパターンの繰返しであったといい(Woolner, *op.cit.* (8))、2013年総選挙直前の論稿で、オーストラリアが専門の海上保安機関を持たないデメリットが大きくなっているとして、「沿岸警備隊」創設の必要性を説いている(Woolner, "Drowned by Politics," *op.cit.* (32))。

スを通じた外交的な役割、捜索救難や国境保全などの警察的な役割の3つを上げて、海軍による警察活動＝法執行活動の重要性に言及した⁵³⁾。これは、脅威が多様化した現代の国際安全保障環境において、グレーゾーンの脅威に対し、軍事的対応と非軍事的対応の両方に備えなければならない海軍の置かれた現状を表わす認識の表明で、このような認識のもとでオーストラリア海軍は BPC に積極的な関与を行ってきたといえよう。

2005 年、海洋における法執行活動の指揮・運用が BPC（当初の名称は JOPC）に一元化された一方、35 以上の連邦法に根拠を置く法執行活動の法的枠組みの合理化が懸案とされた。2013 年海洋取締権限法は、一元化された法執行活動に見合う統一的な法的枠組みの提供の必

要性から生まれたといえる。この新たな法的枠組みが、制定後 1 年間の準備期間を経て、2014 年 3 月 27 日の同法施行によって始動することになる。

法案審議段階で政府が連邦議会に約束したとおりに⁵⁴⁾、この準備期間中に取締権限行使の委任手順等の詳細が詰められるとともに海洋取締官の訓練等の準備が行われたことと思われる。しかし、2013 年海洋取締権限法によって現場に委任された取締権限の行使が実際に適切に執行されるのか、漁業取締り、密輸出入取締り、不法移民取締り、海洋テロ取締り、海洋保護などの広範な分野において均質的な権限行使が行われるのかなど未知数の部分もある。施行後の同法の運用の実際を見守る必要があるだろう。

(ひとし ゆういちろう)

⁵³⁾ Vice Admiral Ray Griggs (Chief of Navy), “Key Note Address to Border Security Conference: The Royal Australian Navy and Border Security,” 21 May 2012. (<http://www.navy.gov.au/sites/default/files/documents/CN%20Border%20Security%20Conference%20Speech%20-%2021May2012.pdf>)

⁵⁴⁾ Senate Standing Committee for the Scrutiny of Bills, *op.cit.* (42), p.318.

2013年海洋取締権限法（抄）

Maritime Powers Act 2013 (No. 15, 2013)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 河島 太朗訳
海外立法情報課 井樋 三枝子訳

【目次】

第1章 総則（第1条～第14条）	第6節 発見され又は提出された物（第63条～第68条）
第1節 通則（第1条～第6条）	第7節 船舶、航空機その他の輸送機関の抑留（第69条・第70条）
第2節 この法律の概要（第7条）	第8節 人の収容及び移動（第71条～第75条）
第3節 定義（第8条～第11条）	第9節 逮捕（第76条・第77条）
第4節 国際的な合意及び決定（第12条～第14条）	第10節 行為の停止の要求（第78条）
第2章 権限の行使（第15条～第49条）	第4章 物に対する措置（第79条～第93条）（略）
第1節 総則（第15条）	第5章 人に対する措置（第94条～第102条）（略）
第2節 海洋取締権限の行使の委任（第16条～第22条）	第6章 義務違反（第103条）（略）
第3節 委任及び承認（第23条～第26条）	第7章 雑則（第104条～第122条）（略）
第4節 権限の行使（第27条～第39条）	
A款 [この]節の効力（第27条）	
B款 委任されない権限の行使（第28条・第29条）	海域におけるオーストラリアの法令の運用及び執行等に関する法律
C款 委任された権限の行使（第30条～第33条）	[2013年3月27日 裁可] ⁽¹⁾
D款 権限の範囲（第34条～第36条）	
E款 実力の行使及び補助（第37条～第39条）	
第5節 地理的限界（第40条～第49条）	第1章 総則
A款 他国における権限の行使（第40条）	
B款 国の間における権限の行使（第41条～第44条）	第1節 通則
C款 オーストラリア国内における権限の行使（第45条～第47条）	第1条 短縮題名
D款 他国の要請及び合意（第48条・第49条）	この法律は、 <u>2013年海洋取締権限法</u> として引用することができる。
第3章 海洋取締権限（第50条～第78条）	第2条 施行
第1節 総則（第50条・第51条）	(1) この法律の規定は、次の表の第1欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ第2欄に定める日から施行する。第2欄に定めるその他の規定は、その条件に従って適用する。
第2節 乗込み（第52条～第55条）	
第3節 陸地への立入り（第56条）	
第4節 情報の取得（第57条・第58条）	
第5節 搜索（第59条～第62条）	

(1) 以下原文中斜体で表記されている字句については、訳文中これに相当する字句に下線を引いた。

施行情報 ⁽²⁾		
第1欄	第2欄	第3欄
規定	施行期日	年月日
1. 第1条及び第2条並びにこの法律のその他の規定 《この表に掲げるものを除く。》 ⁽³⁾	この法律が裁可を受けた日	2013年3月27日
2. 第3条から第122条まで	別に布告で定める1日 ただし、[これにより、] ⁽⁴⁾ この法律が裁可を受けた日から起算して12か月を経過する日までの範囲内に[第1欄に掲げる]規定が施行されないこととなるときは、当該規定は、当該期間を経過する日から施行する。	

(2) [第1項の]表の第3欄に掲げる情報は、この法律の一部ではないものとする。この法律の公布後、同欄に情報を加え、又は同欄に掲げる情報を改めることがあるものとする。

(2) この法律は、州又は準州の法令の重複適用を排除し、又は制限するものではない。

第2節 この法律の概要

第3条 国に対する拘束力

この法律は、国をその各権限において拘束する。

第4条 適用

- (1) この法律は、外地準州全てについて適用する。
- (2) この法律は、オーストラリア国外の作為、不作为、事件及び物について適用する。

第5条 行政権に対する効力

この法律は、連邦の行政権を制限しない。

第6条 他法令との関係

- (1) この法律の規定は、新たに制定されたものであり、他法令に代わるものではない。

第7条 この法律の概要

この法律は、海域において用いる執行権限又は海域に関する執行権限を包括的に定めるものとする。これらの権限は、おおむね第3章で定める。

当該権限は、オーストラリアの法令並びに国際的な合意及び決定を実施すべき海洋取締官が行使することができる。

次に掲げる者は、海洋取締官とする。

- (a) 税関職員
- (b) オーストラリア国防軍に属する者
- (c) オーストラリア連邦警察の職員
- (d) その他大臣が任命する者

船舶⁽⁵⁾、施設、航空機、被保護陸地⁽⁶⁾又は

(2) 以下原文中太字で表記されている字句については、訳文中これに相当する字句も太字とした。

(3) 以下訳文中二重山括弧《 》は、原文にない小括弧（ ）を補う趣旨で訳者が挿入した記号である。

(4) 以下訳文中大括弧〔 〕内の字句は、文意に沿って補った字句である。

(5) 以下「船舶」の原語はほとんど“vessel”であるが、一部これと異なる原語については、その都度注記した。

(6) 以下「被保護陸地」の原語は、“protected land area”である。なお、この訳語は、第8条の規定により定義された熟語であること、海洋法に関する国際連合条約の日本政府による公定訳（平成8年7月12日条約第6号）が“land”の大半及び“land area”の一部の訳語を「陸地」としていること並びに一般に“protected state”とは「被保護国」をいうことを考慮して選定した。

船舶等不在者⁽⁷⁾に対する権限の行使を開始するには、[権限の] 委任⁽⁸⁾を必要とする。[ただし、] 航空機識別権限及び人の安全の確保を図る権限の行使については、この限りでない。

[権限の] 委任が一旦効力を生じたときは、海洋取締官は、目的の範囲内において権限を行使することができる。

オーストラリア国外の場所における権限の行使は、国際法に従い制限を受ける。

第3節 定義

第8条 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

航空機に関し、措置に値する違反行為 (*actionable contravention*)⁽⁹⁾の意義は、第10条に定めるところによる。

航空機 (*aircraft*) とは、大気中における支持力を、地表面に対する空気の反作用以外の空気の反作用から得ることができる一切の機器をいう。

航空機識別権限 (*aircraft identification powers*) の意義は、第55条第4項に定めるところによる。

権限行使について大臣がする承認 (*approval*) の意義は、第24条に定めるところによる。

群島水域 (*archipelagic waters*) の意義は、条約で定める意義と同様とする。

オーストラリア (*Australia*) は、地理的意

義において使用するときは、次に掲げる区域等を含む。

- (a) 外地準州
- (b) オーストラリア及び外地準州の領海
- (c) 次に掲げる場所に設置された施設
 - (i) オーストラリア及び外地準州の大陸棚
 - (ii) オーストラリア及び外地準州の排他的経済水域の範囲内にある海底
- (d) [(c)に掲げる] 施設の周囲の安全水域
- (e) オーストラリアの上空 ((a)から(d)までに掲げる区域等の上空を含む。)

オーストラリア航空機 (*Australian aircraft*)

とは、次に掲げる航空機をいう。

- (a) 1998年民間航空安全規則⁽¹⁰⁾によりオーストラリア航空機として登録され、又は登録を必要とする航空機
- (b) 連邦航空機

オーストラリアの法令 (*Australian law*) と

は、(a)に掲げる法令をいい、(b)に掲げる法令を除く。

- (a) 連邦又は州若しくは準州の法令《この法律を含む。》
- (b) [別に] 規則で定める法令

オーストラリア国民 (*Australian national*)

とは、次に掲げる者をいう。

- (a) オーストラリア市民
- (b) 連邦又は州若しくは準州の法令により又はこれに準拠して設立された法人
- (c) 連邦又は州若しくは準州

オーストラリア船舶 (*Australian vessel*) と

は、次に掲げる船舶をいう。

- (a) 1981年船舶登録法⁽¹¹⁾に定める意義を有

(7) 以下「船舶等不在者」の原語は、“isolated person”であり、第8条の規定により定義された熟語である。

(8) 以下「委任」の原語は、“authorisation”である。

(9) 以下この法律の定義規定については、参考のため、訳文中定義される用語の直後の小括弧 () 内にその原語を記載して添えた。

(10) Civil Aviation Safety Regulations 1998.

(11) Shipping Registration Act 1981.

するオーストラリア船舶⁽¹²⁾

(b) 外国の法令により登録されていない船舶であって、次に掲げる者のいずれかがその全部を所有し、又は専ら当該者がその運航を行うもの

- (i) オーストラリアの住民1人以上
- (ii) オーストラリア国民1人以上
- (iii) オーストラリアの住民1人以上及びオーストラリア国民1人以上

委任 (authorisation) の意義は、第23条第1項に定めるところによる。

委任官 (authorising officer) の意義は、第16条第1項に定めるところによる。

出入国規制薬物 (border controlled drug) の意義は、**刑法典**第9.1章⁽¹³⁾で定める意義と同様とする。

出入国規制植物 (border controlled plant) の意義は、**刑法典**第9.1章で定める意義と同様とする。

船舶に関し**追跡継続中 (chased without interruption)** の意義は、第42条に定めるところによる。

民間航空規則 (Civil Aviation Regulations) とは、**1988年民間航空法**⁽¹⁴⁾に基づいて定める規則をいい、州の法令に基づいて現に効力を有する規則を含む。

連邦航空機 (Commonwealth aircraft) とは、連邦又は連邦機関が所有し、占有し、又は管理する航空機をいう。

連邦職員 (Commonwealth officer) とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (a) 連邦の法令により官職若しくは地位を占め、又はその任務を遂行する者
- (b) その他連邦の公務を遂行中である者

連邦船舶 (Commonwealth ship) とは、連

邦又は連邦機関が所有し、占有し、又は管理する船舶をいう。

接続水域 (contiguous zone) の意義は、条約で定める意義と同様とする。

大陸棚 (continental shelf) の意義は、条約で定める意義と同様とする。

権限の継続的な行使 (continuous exercise of powers) の意義については、第11条の適用を受けるものとする。

法令違反、法令違反行為又は法令に違反する行為 (contravention) は、当該法令に違反する罪を含む。

条約 (Convention) とは、1982年12月10日にモンテゴ・バイで作成した海洋法に関する国際連合条約をいう。

輸送機関 (conveyance) は、船舶、航空機及び車両を含む。

協力機関 (cooperating agency) の意義は、第116条第4項に定めるところによる。

国 (country) は、地理的意義において使用するときは、次に掲げる区域等を含む。

- (a) その国の領海及び群島水域
- (b) その国の大陸棚又は排他的経済水域内の海底に設置された施設
- (c) [(b)に掲げる] 施設の周囲の安全水域
- (d) その国の上空 ((a)から(c)までに掲げる区域等の上空を含む。)

抑留航空機 (detained aircraft) の意義は、第69条第5項に定めるところによる。

抑留船舶 (detained vessel) の意義は、第69条第4項に定めるところによる。

抑留規定 (detention provision) の意義は、第73条第2項に定めるところによる。

行為をする (engage in conduct) とは、次のいずれかに該当する事項を行うことをいう。

(12) 「オーストラリア船舶」の原語は、“Australian ship”である。

(13) Criminal Code, Pt.9.1

(14) Civil Aviation Act 1988.

- (a) 一定の作為
- (b) 一定の不作为

証拠収集又は令状執行[に関する権限の] 委任
(*evidence and warrants authorisation*)

の意義は、第20条第2項で定めるところによる。

証拠物 (*evidential material*) とは、オーストラリアの法令に違反する行為の証拠資料を提供することができる一切の物《電子的形態の物を含む。》をいう。

排他的経済水域 (*exclusive economic zone*) の意義は、条約で定める意義と同様とする。

外務大臣 (*Foreign Affairs Minister*) とは、1967年外交特権免除法⁽¹⁵⁾を所管する大臣をいう。

外国航空機 (*foreign aircraft*) とは、オーストラリア航空機以外の航空機をいう。

外国施設 (*foreign installation*) とは、外国が管理する施設をいう。

外国船舶 (*foreign vessel*) とはオーストラリア船舶以外の船舶をいう。

身体捜検 (*frisk search*) の意義は、第61条第2項に定めるところによる。

施設 (*installation*) とは、(a)に規定するものを行い、(b)に掲げる物を除く。

- (a) 次に掲げるもの
 - (i) 条約に定める意義を有する人工島
 - (ii) 条約に定める意義を有する施設
 - (iii) 条約に定める意義を有する構築物
- (b) 当該[人工]島、施設又は構築物であった物又はこれらになる見込みがある物で

あって、設置されていないもの

国際的な合意 (*international agreement*) とは、オーストラリアと1又は2以上の他国との間の合意又は取極めをいう。

国際的な決定 (*international decision*) とは、次に掲げる機関の決定をいう。

- (a) 国際連合安全保障理事会
 - (b) その他の国際機関であって、国際法によりその加盟国を拘束する決定をするもの
- 法令違反、法令違反行為又は法令に違反する行為への関与又はこれに関与する (*involved*) という用語の意義は、第9条に定めるところによる。

船舶等不在者 (*isolated person*) とは、船舶、施設、航空機若しくは被保護陸地又はその付近にない者をいう。

海洋取締官 (*maritime officer*) の意義は、第104条第1項に定めるところによる。

海洋取締権限 (*maritime powers*) とは、第3章の権限をいう。

移住区域 (*migration zone*) の意義は、1958年移住法⁽¹⁶⁾で定める意義と同様とする。

監視法令 (*monitoring law*) とは、次に掲げる法令の規定をいう。

- (a) 1901年関税法⁽¹⁷⁾
- (b) 1991年水産業管理法⁽¹⁸⁾
- (c) 1958年移住法⁽¹⁹⁾
- (d) 1984年トレス海峡水産業法⁽²⁰⁾
- (e) 刑法典第72.13条及び第307節⁽²¹⁾
- (f) 1999年環境保護及び生物多様性保全法第1附則第8条⁽²²⁾

(15) Diplomatic Privileges and Immunities Act 1967.

(16) Migration Act 1958.

(17) Customs Act 1901.

(18) Fisheries Management Act 1991.

(19) Migration Act 1958.

(20) Torres Strait Fisheries Act 1984.

(21) Criminal Code, s.72.13, Div. 307.

(22) Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999, cl.8 of Sch.1.

(g) [その他] 規則で定める法令
通常捜検 (ordinary search) の意義は、第
 61条第4項に定めるところによる。

個人情報 (personal information) の意義は、
 1988年プライバシー法⁽²³⁾で定める意義と同
 様とする。

この法律による権限の行使の際における**補助者**
(person assisting) の意義は、第38条第5
 項に定めるところによる。

海洋取締官による権限の行使に関し、**責任者**
(person in charge) とは、次に掲げる者を
 いう。

- (a) 船舶、施設又は航空機については、そ
 の船舶、施設又は航空機について責任を
 有する者と当該取締官が認めたもの
- (b) 被保護陸地については、当該陸地又は
 その陸地にある建物を管理し、占有し、
 又は占拠している者と当該取締官が認め
 たもの

被保護陸地 (protected land area) とは、次
 に掲げる要件を備える陸地をいう。

- (a) 州又は内地準州の区域外にあること。
- (b) 規則で定める [陸地である] こと。

オーストラリアの住民 (resident of Australia)
 とは、次に掲げる者をいう。

- (a) オーストラリア国内に住所を有する個
 人であって、法令の定める期限によらな
 いで引き続きオーストラリア国内に在留
 することができるもの
- (b) オーストラリア国内に主たる事務所を
 有する法人

留置物 (retained thing) の意義は、第68条
 第3項に定めるところによる。

施設に関し、**安全水域 (safety zone)** の意義は、
 次に定めるところによる。

- (a) 条約で定める意義と同様とする。
- (b) 当該水域の下にある水中部分⁽²⁴⁾を含む。

押収可能な通過物品 (seizable transit goods)
 とは、次に掲げる物品をいう。

- (a) テロ活動《当該テロ活動の発生後か、
 発生中か又は発生のおそれがあるかを問
 わない。》の実行に直接又は間接に関係
 がある物品
- (b) その存在又は船積みがオーストラリア
 の国防若しくは安全又は国際的な平和及
 び安全を害し、又は害するおそれのある
 物品

押収物 (seized thing) の意義は、第67条
 第3項に定めるところによる。

補助船舶 (support vessel) の意義は、第9
 条第4項に定めるところによる。

領海 (territorial sea) の意義は、条約で定
 める意義と同様とする。

テロ活動 (terrorist act) の意義は、**刑法典**
 第5.3章⁽²⁵⁾で定める意義と同様とする。

物 (thing) は、記録及び文書を含む。

この法律 (this Act) は、規則を含む。

船舶 (vessel) とは、船舶又は船⁽²⁶⁾《その種類
 を問わない。》をいい、ホバークラフト及び一
 切の浮き構造物を含み、施設を除く。

船舶識別権限 (vessel identification powers)

とは、次に掲げる規定に規定する権限をい
 う。

- (a) 第52条（船舶、施設及び航空機への
 乗込み）
- (b) 第53条（乗込みに [必要な] 便宜供

(23) Privacy Act 1988.

(24) 「水中部分」の原語は、“column of water”である。

(25) Criminal Code, Pt. 5.3.

(26) 「船」の原語は、“boat”である。

与の要求)

- (c) 第 54 条 (権限の追加—船舶)
- (d) 第 57 条 (回答、記録及び文書の要求)
- (e) 第 58 条 (計測記録の取得)
- (f) 第 59 条 (場所の搜索)
- (g) 第 61 条 (人の搜索)
- (h) 第 63 条 (物の検証)
- (i) 第 66 条 (武器の安全な管理)

無国籍船舶 [取締権限] 委任 (vessels without nationality authorisation) の意義は、第 21 条第 2 項に定めるところによる。

武器 (weapon) は、次のいずれかに該当する物を含む。

- (a) 身体傷害を負わせるために用いられるおそれがある物 (弾薬を含む。)
- (b) 抑留者又は拘束者を逃走させるために用いられるおそれがある物
- (c) 船舶、施設又は航空機に損害を生じさせるために用いられるおそれがある物
- (d) 一部が欠けるもの又は瑕疵があるものでなかったとすれば、(a)から(c)までに掲げる種類の武器となるべき物
- (e) (a)から(c)までに掲げる種類の武器に改造されるおそれがあると認められる相当の理由がある物

第 9 条 違反行為への関与

船舶、施設、航空機及び被保護陸地

- (1) 船舶、施設、航空機又は被保護陸地で次のいずれかに該当するものは、法令に違反する行為に関与する (involved) ものとする。
 - (a) 当該船舶、施設、航空機又は陸地又はその付近において当該法令に違反する行為が [かつて] 行われたこと、[現に] 行われていること、又は [今後] 行われようとしていること。
 - (b) 当該船舶、施設、航空機又は陸地と当該

法令に違反する行為又は当該法令違反を目的とする行為との間に [(a)の規定による関係以外の] 関係があること。

船舶、施設及び航空機

- (2) 船舶、施設又は航空機で [かつて] 法令に違反して用いられたもの、[現に] 同様に用いられているもの又は [今後] 同様に用いられようとしているものは、当該法令に違反する行為に関与する (involved) ものとする。

幫助船舶

- (3) 船舶で次に掲げる用途のいずれかに [かつて] 供されたもの、[現に] 供されるもの又は [今後] 供されようとしているものは、法令に違反する行為に関与する (involved) ものとする。
 - (a) 当該法令に違反する行為に関与する他の船舶又は航空機に対する直接の幫助
 - (b) 当該法令に違反する行為で他の船舶又は航空機が関与するものの準備
- (4) 法令に違反する行為に関与する船舶で第 3 項に定める意義を有するものは、幫助船舶 (support vessel) とする。

船舶等不在者

- (5) 船舶等不在者で次のいずれかに該当するものは、法令に違反する行為に関与する (involved) ものとする。
 - (a) 本人が当該法令に違反する行為を [かつて] したこと、[現に] していること、又は [今後] しようとしていること。
 - (b) 本人と当該法令に違反し又は違反しようとする行為との間に [(a)の規定による関係以外の] 関係があること。

第 10 条 措置に値する違反行為—航空機

法令違反行為で次のいずれかに該当するものは、航空機に関し措置に値する違反行為

(*actionable contravention*) とする。

- (a) 当該法令が規則で定める法令であること。
- (b) 大臣が当該違反行為又は違反行為一般を調査することを目的としてその航空機に対する海洋取締権限の行使を承認し、かつ、その承認が失効していないこと。

第11条 権限の継続的な行使

この法律において、権限の継続的な行使 (*continuous exercise of powers*) は、これらの権限の1又は2以上の行使の間に時の経過があることのみを理由として終了することがないものとする。

第4節 国際的な合意及び決定

第12条 国際的な合意及び決定の適用時期

船舶、施設又は航空機について次に掲げる要件を満たす国際的な合意又は国際的な決定があるときは、当該船舶、施設又は航空機については、(a)に規定する時期に当該合意又は決定を適用する。

- (a) オーストラリアが当該船舶、施設又は航空機に対し権限を行使する時期を当該合意又は決定で定めていること。
- (b) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 当該合意又は決定が規則で定める「国際的な合意又は決定」であること。
 - (ii) 大臣が、当該船舶、施設又は航空機に対し当該合意又は決定に規定する権限を行使することを承認し、かつ、その承認が失効していないこと。

第13条 外国船舶のオーストラリア船舶としての取扱い

外国船舶について次に掲げる要件を満たす国際的な合意があるときは、当該外国船舶をオーストラリア船舶とみなして、オーストラ

リアの法令を適用する。

- (a) [外国船舶について] 適用すべき「オーストラリアの」法令について定めるものであること。
- (b) 当該船舶が国籍を有する国が当事国であること。

第14条 その他の場所におけるオーストラリアの法令の適用

他国内の場所

- (1) 他国内の場所において又は当該場所についてオーストラリアの法令を適用することがオーストラリアと当該他国との間の合意又は取極めで定められているときは、当該場所がオーストラリア国内にあるものとみなして、当該法令を適用する。

他国の排他的経済水域内の場所

- (2) 他国の排他的経済水域内の場所において又は当該場所についてオーストラリアの法令を適用することがオーストラリアと当該他国との間の合意又は取極めで定められているときは、当該場所がオーストラリアの排他的経済水域内にあるものとみなして、当該法令を適用する。

大陸棚又はその上部にある場所

- (2) 他国の大陸棚若しくはその上部にある場所において又は当該大陸棚若しくは当該場所についてオーストラリアの法令を適用することがオーストラリアと当該他国との間の合意又は取極めで定められているときは、当該場所がオーストラリアの大陸棚又はその上部にあるものとみなして、当該法令を適用する。

第2章 権限の行使

第1節 総則

第15条 この章の概要

この章は、海洋取締権限及び国際的な合意及び〔国際的な〕決定に定める権限の行使について定める。

委任官が事前に〔権限の〕委任をしなければ、船舶、施設、航空機、被保護陸地又は船舶等不在者に対し権限を行使することができない。〔ただし、〕専ら次に掲げる権限を行使するときは、この限りでない。

- (a) 航空機を識別するため航空機識別権限を行使すること。
- (b) 海洋取締官その他の者の安全を確保するため海洋取締権限を行使すること。

一旦、〔権限の〕委任が効力を生じたときは、海洋取締官は、委任の趣旨その他第4節の規定の趣旨に従って権限を行使することができる。

船舶、施設、航空機又は被保護陸地に対する権限の行使は、船舶、施設、航空機又は被保護陸地に関係する人及び物に及ぶ。

権限は、海域において、及び海域に対して行使することができる〔。〕ただし、その行使は、オーストラリア国外の場所においては制限を受ける（第5節関係）。

第2節 海洋取締権限の行使の委任

第16条 委任官

- (1) 船舶、施設、航空機、被保護陸地又は船舶等不在者に対する海洋取締権限の行使の委任については、次に掲げる者をそれぞれ**委任官** (*authorising officer*) とする。
 - (a) 最上位の海洋取締官であって、海洋取締

権限のいずれかをみずから行使する地位にあるもの

- (b) オーストラリア連邦警察の最上位の職員又は特別職員であって、海洋取締権限のいずれかを自ら行使する地位にあるもの
- (c) 適切に設置された作戦司令室において勤務中の最上位の海洋取締官
- (d) 連邦船舶又は連邦航空機の司令官であって、当該船舶又は航空機から権限の行使を指示し又は調整するもの
- (e) 大臣が書面により任命した者

条件付任命

- (2) 大臣は、次に掲げる条件を付して、第1項(e)に掲げる者を委任官に任命することができる。
 - (a) 権限の行使の委任については、次に掲げるものの1又は2以上による権限に限ること。
 - (i) 指定された法令
 - (ii) 指定された国際的な合意又は国際的な決定
 - (b) 任命の際に指定されたその他の条件に従うこと。

事実上の委任

- (3) 委任官であると信ずるに足りる相当な理由のある者による事実上の〔権限の〕委任は、本来の〔権限の〕委任に相当する効力を有するものとする。

第17条 違反行為

船舶、施設、被保護陸地及び船舶等不在者

- (1) 委任官は、船舶、施設、被保護陸地又は船舶等不在者についてオーストラリアの法令に違反する行為に関与したと疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該船舶、施

設、陸地又は船舶等不在者に対する海洋取締権限の行使を委任することができる。

航空機—措置に値する違反行為

- (2) 委任官は、[次に掲げる要件を満たす航空機がある]ときは、当該航空機に対する海洋取締権限の行使を委任することができる。
- (a) 委任官が当該航空機についてオーストラリアの法令に違反する行為に関与したと疑うに足りる相当な理由があると認めるとき。
- (b) 当該違反行為が当該航空機につき措置に値する違反行為であるとき。

第18条 監視法令

船舶、施設、被保護陸地及び船舶等不在者

委任官は、監視法令を実施し、又はその遵守を確保するため、船舶、施設、被保護陸地又は船舶等不在者に対する海洋取締権限の行使を委任することができる。

第19条 国際的な合意及び決定

船舶、施設及び航空機

委任官は、国際的な合意又は国際的な決定の適用される船舶、施設又は航空機があると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該船舶、施設又は航空機に対する海洋取締権限の行使を委任することができる。

第20条 証拠物及び令状

船舶、施設及び被保護陸地

- (1) 委任官は、[次に掲げる理由があると認める]ときは、船舶、施設又は被保護陸地に対する海洋取締権限の行使を委任することができる。
- (a) 当該船舶、施設又は陸地に証拠物がある

と疑うに足りる相当な理由

- (b) オーストラリアの法令により有効な令状の執行に権限の行使が必要であると信ずるに足りる相当な理由

証拠収集又は令状執行 [に関する権限の] 委任の意義

- (2) この条の規定による委任は、**証拠収集又は令状執行 [に関する権限の] 委任 (evidence and warrants authorisation)** とする。

第21条 船舶及び航空機の識別

無国籍船舶

- (1) 委任官は、[次に掲げる事由があると認める]ときは、船舶に対する海洋取締権限の行使を委任することができる。
- (a) 当該船舶が国旗を掲げていないこと。
- (b) [当該委任]官が、当該船舶について次のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があると認めること。
- (i) 2以上の国の国旗を掲げたことがあること。
- (ii) 掲げる権利のない国旗を掲げていること。
- (iii) いかなる国の国旗も掲げる権利がないこと。

無国籍船舶 [取締権限の] 委任の意義

- (2) 第1項の規定による委任は、**無国籍船舶 [取締権限の] 委任 (vessels without nationality authorisation.)** とする。

識別要求に従わない航空機

- (3) 委任官は、[航空機について次に掲げる理由があると認める]ときは、当該航空機に対する海洋取締権限の行使を委任することができる。

- (a) 当該航空機 [がこれ] に対する航空機識別権限の行使の際に行われる要求に従わないこと。
- (b) [(a)の] 要求に応じ提供された情報が重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせるものであると疑うに足りる相当な理由があること。

第 22 条 押収可能な通過物品—航空機

委任官は、航空機が押収可能な通過物品を輸送していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、航空機に対する海洋取締権限の行使を委任することができる。

第 3 節 委任及び承認

第 23 条 委任の有効期間

- (1) 第 2 項の規定により委任官がした[権限の] **委任** (*authorisation*) は、次のいずれかに該当するに至るまで効力を有する。
 - (a) 終了すること。
 - (b) 失効すること。

委任の終了時期

- (2) [権限の] 委任は、その委任による権限の継続的な行使が終了した時に終了する。

委任の失効時期

- (3) [権限の] 委任は、その後 72 時間以内にこれによる権限の行使がなかったときは、失効する。

第 24 条 承認の失効時期

次に掲げる規定のいずれかの目的を達成するため大臣がした**承認** (*approval*) は、その後 14 日を経過した日に失効する。

- (a) 第 10 条(b) (措置に値する違反行為)
- (b) 第 12 条(b) (ii) (国際的な合意及び決定を適用する場合)

第 25 条 委任及び承認の方式

- (1) 委任又は承認は、書面によることを要しない。
- (2) 書面による委任又は承認は、委任立法⁽²⁷⁾ではないものとする。

第 26 条 委任及び承認の更新

この節の規定は、個別の船舶、施設、航空機、被保護陸地又は船舶等不在者に関する委任又は承認の更新を妨げない。

第 4 節 権限の行使

A 款 [この] 節の効力

第 27 条 [この] 節の効力

この節の規定は、第 5 節 (地理的境界) の規定の適用を妨げない。

B 款 委任されない権限の行使

第 28 条 航空機の識別

海洋取締官は、航空機を識別するため、委任を受けないで航空機識別権限を行使することができる。

第 29 条 安全の確保

海洋取締官は、本人その他の者の安全を確保するため、委任を受けないで海洋取締権限を行使することができる。

C 款 委任された権限の行使

⁽²⁷⁾ 「委任立法」の原語は、“legislative instrument”である。Legislative Instruments Act 2003, s.5 (1).

第30条 委任の必要

委任が船舶、施設、航空機、被保護陸地又は船舶等不在者に対して現に効力を有する場合には、海洋取締官は、この款の規定に従って当該船舶、施設、航空機、陸地又は〔船舶等不在〕者に対する権限を行使することができる。

第31条 委任の目的に応じた権限の行使

〔第30条の〕海洋取締官は、委任〔の目的〕に応じ次に掲げる事項のいずれかを行う海洋取締権限を行使することができる。

- (a) 違反行為を調査すること。
- (b) 監視法令を実施し、又はその遵守を確保すること。
- (c) 国際的な合意若しくは国際的な決定を実施し、その遵守を確保し、又はこれらに違反する行為を調査すること。
- (d) 証拠物の提供を受け、又はこれを押収すること。
- (e) オーストラリアの法令により有効な令状を執行すること。
- (f) 船舶又は航空機を識別すること。
- (g) 押収可能な通過物品を留置すること。

第32条 その他の目的に応じた権限の行使

- (1) 〔第30条の〕海洋取締官は、次に掲げる事項のいずれかを目的として、海洋取締権限を行使することができる。
 - (a) オーストラリアの法令に違反する行為で、〔同条の〕取締官が〔同条の〕船舶、施設、航空機、被保護陸地又は船舶等不在者についてその関与を疑うに足りる相当な理由があると認めるものを調査し、又は防止すること。
 - (b) 監視法令を実施し、又はその遵守を確保すること。
 - (c) 船舶、施設又は航空機にあっては、当該

船舶、施設若しくは航空機に適用される国際的な合意若しくは国際的な決定を実施し、その遵守を確保し、又は〔同条の〕取締官がこれらに違反する行為であると疑うに足りる相当な理由があると認めるものを調査すること。

- (d) 〔同条の〕取締官が次に掲げる物のいずれかであると疑うに足りる相当な理由のある物の提供を受け、又は押収すること。
 - (i) 証拠物
 - (ii) 出入国規制薬物又は出入国規制植物
 - (iii) 連邦又は州若しくは準州が所有する物
- (e) オーストラリアの法令に違反する罪で正式起訴を要するものを犯したことを疑うに足りる相当な理由のある者を逮捕すること。
- (f) オーストラリアの法令により有効な令状を執行することを目的とすること。
- (g) 〔同条の〕取締官がオーストラリアの法令に基づいて押収することができるに足りる相当な理由があると認める物を留置すること。
- (h) 船舶又は航空機にあっては、当該船舶又は航空機を識別すること。

特例—飛行中の航空機

- (2) 第1項の規定は、飛行中の航空機については、適用しない。

第33条 国際的な合意及び決定による権限の追加及び制限**権限の追加**

- (1) 船舶、施設又は航空機について、次に掲げる要件を備える権限があるときは、〔第30条の〕海洋取締官は、その権限も行使することができる。
 - (a) 当該船舶、施設又は航空機に適用される国際的な合意又は国際的な決定において指

定された権限であること。

- (b) 当該種類の船舶、施設又は航空機に対し行使することができる権限として規則で定める〔権限〕であること。
- (c) [(a)に規定する] 合意若しくは決定の実施、その遵守の確保又はこれらに違反する行為の調査を目的として行使する権限であること。

権限の制限

- (2) 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、〔同項の〕取締官は、国際的な合意若しくは国際的な決定を実施し、その遵守を確保し、又はこれらに違反する行為を調査することを目的として、船舶、施設又は航空機に対し権限を行使してはならない。
 - (a) その権限が、当該合意又は決定により当該種類の船舶、施設又は航空機に対し行使してはならない権限として規則で定める〔権限〕であるとき。
 - (b) その取締官が、当該種類の船舶、施設又は航空機に対し当該合意又は決定による権限を行使してはならない官吏として規則で定める区分に属する〔海洋取締官である〕とき。
- (3) この款の他の規定は、第2項の規定の適用を妨げない。

D 款 権限の範囲

第34条 権限の範囲—船舶、施設、航空機及び被保護陸地

船舶、施設、航空機又は被保護陸地に対して権限を行使する海洋取締官は、次のいずれかに該当する態様で行使することができる。

- (a) 当該船舶、施設、航空機若しくは陸地又はその一部において〔行使すること。〕

- (b) 当該船舶、施設、航空機若しくは陸地又はその付近にある人若しくは物に対して〔行使すること。〕
- (c) 当該取締官が、〔かつて〕当該船舶、施設、航空機若しくは陸地にいたこと又は〔現に〕これに行こうとしていることを疑うに足りる相当な理由があると認める者に対し、〔行使すること。〕
- (d) 当該取締官が、次のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があると認める一切の物に対し、〔行使すること。〕
 - (i) 当該船舶、施設、航空機又は陸地に〔かつて〕あった物又は〔今後〕持ち込まれるべき物であること。
 - (ii) 当該船舶、施設、航空機又は陸地に〔現に〕附属し、〔かつて〕附属したことがあり若しくは〔今後〕附属すべき物又はこれらから管理若しくは監督を〔現に〕受け、〔かつて〕受けたことがあり若しくは〔今後〕受けるべき物であること。

第35条 令状の不要

海洋取締官は、この法律による権限の行使については、令状を取得することを要しない。

第36条 令状の執行

オーストラリアの法令により有効な令状を執行するときは、海洋取締官は、当該令状を執行する者が遵守すべき義務で令状に記載されたものを遵守しなければならない。

E 款 実力の行使及び補助

第37条 実力の行使

- (1) この法律による権限を行使するときは、海洋取締官は、事情に応じて人又は物に対する必要かつ相当な実力を行使することができる。
- (2) 〔第1項の〕海洋取締官は、次に掲げる行

為をしてはならない。

- (a) 人に対し、権限の行使に必要なかつ相当な限度を超えて人格的不利益を与えること。
- (b) 次に掲げる要件を備える場合を除き、人を死亡させ、又は人に重大な身体障害を生じさせるおそれのある行為をすること。
 - (i) その取締官が、他人(その取締官を含む。)の生命を保護し、又は他人の重大な傷害を防止するため当該行為が必要であると信ずるに足りる相当な理由があると認めること。
 - (ii) その[他]人が逃亡により逮捕を免れようとしている[者である]場合にあっては、その[他]人にできるだけ投降を求めた上で、その取締官がその他の方法によってはその[他]人を逮捕することができないと信ずるに足りる相当な理由があると認めること。

第38条 補助の要請

- (1) 海洋取締官は、他人(他国の官吏を含む。)[に対し、そ]の補助の要請をすることができる。
- (2) [第1項の]要請には、次に掲げる事項の要請を含めることができる。
 - (a) 特定の方法により、船舶若しくは航空機を運航し、又は施設を運用すること。
 - (b) 特定の方法により、船舶、航空機、施設又は陸地にある機械又は器具を操作すること。
 - (c) 人を捜索すること。
 - (d) [第1項の]取締官が船舶、航空機、施設又は陸地にある電子機器の中のデータ又は当該機器により使用が可能となるデータを使用することができるよう補助すること。
- (3) 第2項の規定は、第1項の規定の[適用]を妨げない。
- (4) [第1項の補助の要請を受けた]者は、これを拒否することができる。

- (5) [第1項の]補助[の要請]に同意をした者は、(a)に掲げる義務を負い、(b)に掲げる者とする。

(a) [第1項の]取締官の指示に従う義務

(b) **補助者** (*person assisting*)

補助者による実力の行使

- (6) 補助者は、事情に応じて物に対する必要かつ相当な実力を行使することができる。

第39条 補助の要求

- (1) 船舶、施設、航空機又は被保護陸地に対する権限を行使する海洋取締官は、当該船舶、施設、航空機若しくは陸地又はその付近にある者[に対し、そ]の補助を要求することができる。
- (2) [第1項の]要求には、次に掲げる事項の要求を含めることができる。
 - (a) 特定の方法により、[同項の]船舶若しくは航空機を運航し、又は当該施設を運用すること。
 - (b) 特定の方法により、[同項の]船舶、施設、航空機又は陸地にある機械又は器具を操作すること。
 - (c) [同項の]船舶、施設、航空機又は陸地にある電子機器その他の機器の中のデータ又は当該機器により使用が可能となるデータを[同項の]取締官が使用することができるよう補助すること。
 - (d) 事情に応じて物に対する必要かつ相当な実力を行使すること。
- (3) 第2項の規定は、第1項の規定の[適用]を妨げない。
- (4) [第3項の規定]にかかわらず、[第1項の]取締官は、[同項に規定する]者に対し、[本人]その他の者の健康又は安全を害するおそれがある事項を要求してはならない。

第5節 地理的境界

A 款 他国における権限の行使

第40条 他国における権限の行使

この法律による権限は、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければ、他国内の場所において行使することができない。

- (a) 当該他国の求めに応じ、又は当該他国との合意によること。
- (b) 当該場所に適用される国際的な合意若しくは国際的な決定の実施、その遵守の確保又はこれらに違反する行為の調査を目的とすること。
- (c) 次に掲げる要件を備える法令に違反する行為の調査を目的とすること。
 - (i) 当該場所に適用されること。
 - (ii) 規則で定める〔法令である〕こと。
- (d) 次に掲げる要件を備える監視法令の実施又は遵守の確保を目的とすること。
 - (i) 当該場所に適用されること。
 - (ii) 規則で定める〔監視法令である〕こと。
- (e) この条の規定に従って行う権限の行使に関し、海洋取締官その他の者の安全の確保を目的とすること。

B 款 国の間における権限の行使

第41条 国の間における外国船舶

- (1) この法律による権限は、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければ、オーストラリアと他国との間の場所にある外国船舶に対して行使することができない。
 - (a) 当該場所にある外国船舶又は当該外国船舶内にある者に適用される法令に違反する行為の調査を目的とすること。
 - (b) (a)の規定による違反行為に対する次に掲げる措置の実施を目的とすること。

- (i) 逮捕
- (ii) 行為の停止の要求
- (c) オーストラリアの接続水域における次に掲げる措置の実施を目的とすること。
 - (i) 通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令に違反する行為であって規則で定めるもののうちオーストラリア国内で生じたものに関する調査
 - (ii) [(i)に規定する] 法令に違反する行為のオーストラリア国内における発生の防止
- (d) 当該場所にある外国船舶又は当該外国船舶内にある者に適用される監視法令の実施又は遵守の確保を目的とすること。
- (e) 当該場所にある外国船舶若しくは当該外国船舶内にある者に適用される国際的な合意若しくは国際的な決定の実施、その遵守の確保又はこれらに違反する行為に関する調査を目的とすること。
- (f) 無国籍船舶〔取締権限の〕委任による船舶の識別を目的とすること。
- (g) オーストラリア国内における違反行為に関与する船舶を幫助する幫助船舶に対するものであること。
- (h) 次に掲げる船舶を幫助する幫助船舶に対するものであること。
 - (i) オーストラリア船舶であって、オーストラリアの排他的経済水域内又は大陸棚の上部にある水域内の違反行為に関与するもの
 - (ii) 当該場所にある外国船舶であって、その外国船舶又はその外国船舶内にある者に適用される法令に違反する行為に関与するもの
- (i) 事前にその船舶を当該場所に至るまで追跡継続中であつたこと。
- (j) その船舶が国籍を有する国の求めに応じ、又は当該国との合意によること。
- (k) 出入国規制薬物又は出入国規制植物の押

収を目的とすること。

- (1) この条の規定に従って行う権限の行使に関し、海洋取締官その他の者の安全の確保を目的とすること。
- (2) 第1項(f)の規定により行使することができる権限は、船舶識別権限に限る。

第42条 追跡継続中の意義

- (1) 次に掲げる要件に該当する船舶は、**追跡継続中** (*chased without interruption*) とする。
 - (a) その船舶を追跡しないでその船舶に対する権限を行使することができる場所において、海洋取締官がその船舶の責任者に対し次に掲げる事項のいずれかを要求したこと。
 - (i) 停船
 - (ii) その船舶への乗込みに「必要な」便宜の供与
 - (b) (a)の要求事項を遵守していないこと。
 - (c) その船舶が(a)に規定する場所から追跡されていること。
 - (d) (c)の追跡が中断されていないこと。
- (2) 追跡は、専ら次のいずれかに掲げる事由のみを理由として、中断することがないものとする。
 - (a) 他の海洋取締官が引き続き追跡をすること。
 - (b) その要求をした船舶又は航空機以外の船舶又は航空機（外国の船舶又は航空機を含む。）が追跡を開始し、又は引き継ぐこと。
 - (c) 外国の船舶又は航空機が引き続き追跡をする場合にあっては、その「外国の」船舶に乗船中又はその「外国の」航空機に搭乗中の海洋取締官がないこと。
 - (d) その船舶が、その追跡に関与する海洋取締官又は外国の官吏の全員の視野の内にないこと。
 - (e) 当該船舶が無線、レーダー、人工衛星、ソナー等の遠隔手段によって探知することができないこと。

第43条 国の間における外国施設

この法律による権限は、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければ、オーストラリアと他国との間の場所にある外国施設に対して行使することができない。

- (a) 当該場所にある外国施設若しくは当該外国施設内にある者に適用される国際的な合意若しくは国際的な決定を実施し、その遵守を確保し、又はこれらに違反する行為の調査をすること。
- (b) その施設を管理する国の求めに応じ、又は当該国との合意によること。
- (c) この条の規定に従って行う権限の行使に関し、海洋取締官その他の者の安全の確保を目的とすること。

第44条 国の間における外国航空機

この法律による権限は、航空機識別権限を除き、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければ、オーストラリアと他国との間の場所にある外国航空機に対して行使することができない。

- (a) 当該場所にある外国航空機又は当該外国航空機内にある者に適用される法令に違反する行為の調査を目的とすること。
- (b) 当該場所にある外国航空機若しくは当該外国航空機内にある者に適用される国際的な合意若しくは国際的な決定の実施、その遵守の確保又はこれらに違反する行為の調査を目的とすること。
- (c) 当該航空機が国籍を有する国の求めに応じ、又は当該国との合意によること。
- (d) この条の規定に従って行う権限の行使に関し、海洋取締官その他の者の安全の確保を目的とすること。

C 款 オーストラリア国内における権限の行使

第 45 条 オーストラリア国内における外国船舶—証拠収集又は令状執行[に関する権限の]委任

- (1) この法律による権限は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、オーストラリア国内の場所において、証拠収集又は令状執行[に関する権限の]委任に基づき外国船舶に対して行使することができない。
- (a) 当該船舶がオーストラリアの内水の中の場所にあるとき。
- (b) 当該船舶がオーストラリアの内水を出てオーストラリアの領海を通航しているとき。
- (c) 次のいずれかに該当する当該権限の行使をするとき。
- (i) 船舶が国籍を有する国の求めに応じ、又は当該国との合意によること。
- (ii) この条の規定に従って行う権限の行使に関し、海洋取締官その他の者の安全の確保を目的とすること。
- (2) 第 1 項の規定は、第 46 条の規定の適用を妨げない。

第 46 条 州及び内地準州における船舶、施設及び船舶等不在者

この法律による権限は、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければ、州又は内地準州における船舶、施設又は船舶等不在者に対して行使することができない。

- (a) 次に掲げる要件全てに該当すること。
- (i) 当該州又は内地準州の域外において開始された権限の継続的な行使の一部であること。
- (ii) 州又は内地準州のいずれかの域外においてした行為に対するものであること。
- (b) 海洋の水域から航行することができる水域における連邦の法令に関するものであること。
- (c) この条の規定に従って行う権限の行使に

関し、海洋取締官その他の者の安全の確保を目的とすること。

第 47 条 州及び内地準州における航空機

この法律による権限は、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければ、州又は内地準州のいずれかにおける航空機に対して行使することができない。

- (a) 権限の継続的な行使の一部であって、当該州又は内地準州の域外において、州又は内地準州のいずれかの域外においてした行為に対し開始されたものであること。
- (b) 連邦の法令に関するものであること。
- (c) この条の規定に従って行う権限の行使に関し、海洋取締官その他の者の安全の確保を目的とすること。

D 款 他国の要請及び合意

第 48 条 要請及び合意の方法及び方式

- (1) この節において、他国の要請又は合意については、次に定めるところによる。
- (a) 書面によることを要しない。
- (b) 次に掲げるものを含む。
- (i) 常例的な要請又は合意
- (ii) 特定の事情に関する要請又は合意
- (iii) 特定の期間にわたって有効な要請又は合意
- (2) [第 1 項の他国の] 要請又は合意は、次のいずれかに該当する者が行うことができる。
- (a) その国の元首
- (b) その国の政府の首長
- (c) その国の政府の大臣であって、外交関係を所管するもの
- (d) その国の政府の大臣であって、国防を所管するもの
- (e) その国の官吏又は機関であって、当該要請又は合意をする権限を有するもの又は有

することが見込まれるもの

第49条 要請及び合意に基づく権限の範囲

- (1) [第48条の要請又は合意が次に掲げる要件を備えたときは、] 海洋取締官は、合意等の目的[(次の(a)に規定する合意等の目的をいう。)]を達成する]ため、(a)に規定する船舶、施設、航空機又は[船舶等不在]者に対する一切の海洋取締権限を行使することができる。
- (a) 当該要請又は合意が船舶、施設、航空機又は船舶等不在者に対する権限の行使について目的(合意等の目的 (*agreed purpose*))という。)を定めて行われたこと。
- (b) この節における当該要請又は合意によること。
- (2) [第1項の規定]にかかわらず、同項の規定による権限で、[同項の]要請又は合意による行使をしてはならない権限として当該要請又は合意で指定するものは、[同項の]船舶、施設、航空機又は[船舶等不在]者に対して行使することができない。

第3章 海洋取締権限

第1節 総則

第50条 この章の概要

この章は、海洋取締権限について定める。海洋取締権限《次に掲げる権限を含む。》は、第2章の規定に従う場合に限り、行使することができる。

- (a) 乗込み及び立入りをする権限
- (b) 情報収集をする権限
- (c) 搜索をする権限
- (d) 物の押収及び留置をする権限

- (e) 船舶及び航空機の抑留をする権限
- (f) 人の収容、抑留、移送及び逮捕をする権限
- (g) オーストラリアの法令に違反する行為の停止の要求をする権限

第51条 この章の効力

この章の権限は、第2章の規定に反しない場合に限り、行使することができる。

第2節 乗込み

第52条 船舶、施設及び航空機への乗込み

- (1) 海洋取締官は、船舶、施設及び航空機への乗込みをすることができる。
- (2) [第1項の]船舶、施設又は航空機の責任者が[同項の]取締官に対しその身分を証明する証票の提示を求めたときは、その取締官は、次に掲げる[文書の]いずれかを提示しなければならない。
- (a) [同項の]取締官の身分証明書
 - (b) [同項の]取締官が連邦職員であることを示すその他の証拠書類
- (3) [第1項の]取締官が[第2項の]身分証明書その他の証拠書類を提示しなかったときは、その取締官は、次に掲げる義務を負う。
- (a) 当該船舶、施設又は航空機から退去する義務
 - (b) 当該身分証明書その他の証拠書類の提示をしないで、再び当該船舶、施設又は航空機への乗込みをしない義務
- (4) 第2項及び第3項の規定は、[第1項の]取締官が次に掲げる[者]のいずれかである場合において制服を着用しているときは、適用しない。
- (a) オーストラリア国防軍に属する者
 - (b) 税関職員(1901年関税法⁽²⁸⁾に定める意義

(28) Customs Act 1901.

を有するものをいう。)

- (c) オーストラリア連邦警察の職員又は特別職員
- (d) [その他] 規則で定める官吏

第 53 条 乗込みに対する便宜供与の要求

- (1) 海洋取締官は、船舶、施設又は航空機の責任者に対し、船舶、施設又は航空機の乗込みに必要な便宜供与のため相当の措置をとるよう要求することができる。
- (2) [第 1 項の] 要求は、一切の相当な方法によることができる。
- (3) [第 1 項の取締官は、] 船舶、施設又は航空機の責任者が [同項の] 要求を理解し又は認識しているか否かにかかわらず、当該要求をする [こととする]。

第 54 条 権限の追加—船舶

停止、操縦等

- (1) 海洋取締官は、船舶の責任者に対し、次に掲げる事項の 1 又は 2 以上を要求することができる。
 - (a) その船舶の停止又は操縦
 - (b) 特定の航路又は速度の採用
 - (c) 特定の航路又は速度の維持
- (2) [第 1 項の取締官は、同項の] 船舶の責任者が [同項の] 要求を理解し又は認識しているか否かにかかわらず、当該要求をする [こととする]。

追跡

- (3) 船舶の責任者が停船又は乗込みに必要な便宜供与の要求に従わないときは、海洋取締官は、次に掲げる事項の 1 又は 2 以上を行うことができる。
 - (a) 当該船舶を追跡すること。
 - (b) 相当な方法により当該船舶の通航を妨害

すること。

- (c) 相当な方法《当該船舶のプロペラの破損を含む。》により当該船舶の通航を中断させ、又は減速させること。
- (d) 警告射撃後、当該船舶の航行を不能にし、又はその乗込みのためこれを停船させることを目的として、当該船舶又はその船内に向けて射撃をすること。

補助船舶に対するみなし要求

- (4) 船舶 (被補助船舶 (*supported vessel*) [をいう。]) の責任者に対し、当該被補助船舶を停止し、又はその乗込みに必要な便宜を供与すべき旨の要求をしたときは、当該被補助船舶を補助する一切の船舶の責任者に対してその要求をしたものとみなす。

第 55 条 権限の追加—航空機

識別

- (1) 海洋取締官は、航空機の責任者に対し、次に掲げる事項のいずれか又はすべての開示を要求することができる。
 - (a) 当該航空機の識別情報
 - (b) 当該航空機の搭乗者全員の身元
 - (c) 当該航空機の飛行経路
 - (d) 当該航空機の飛行計画
- (2) [第 1 項の] 要求は、相当な一切の方法によることができる。
- (3) [第 1 項の取締官は、] 船舶、施設又は航空機の責任者が [第 1 項の] 要求を理解し又は認識しているか否かにかかわらず、当該要求をする [こととする]。
- (4) [第 1 項の] 権限は、航空機識別権限 (*aircraft identification powers*) とする。

迎撃

- (5) 航空機に搭乗している海洋取締官は、他の

航空機を迎撃するため本人〔が搭乗中〕の航空機を用いることができる。

- (6) 迎撃は、1944年12月7日にシカゴで作成した国際民間航空条約の（「航空規則」の附属書名を有する）第2附属書（当該条約の定めるところにより採択されたもの）において勧告された慣行に従ったものでなければならない。

着陸

- (7) 海洋取締官は、航空機の責任者に対し、次に掲げる場所のいずれかに当該航空機を着陸させることを要求することができる。
- (a) オーストラリア国内の最も近い空港
- (b) 海洋取締官が適切と認めるオーストラリア国内のその他の場所
- (8) 海洋取締官は、第7項の規定により要求をする際には、〔同項の〕航空機の安全に配慮しなければならない。

第3節 陸地への立入り

第56条 陸地への立入り

- (1) 海洋取締官は、陸地に立ち入ることができる。
- (2) 〔第1項の〕陸地の責任者が〔同項の〕取締官に対し身分を証明する証票の提示を請求したときは、その取締官は、次に掲げる〔文書〕のいずれかを提示しなければならない。
- (a) その取締官の身分証明書
- (b) その取締官が連邦職員であることを示すその他の証拠書類
- (3) 〔第1項の〕取締官がその身分証明書その他の証拠書類を提示することができないときは、当該取締官は、次に掲げる義務を負う。
- (a) 〔同項の〕当該陸地から退去する義務

(b) 〔第2項の〕身分証明書その他の証拠書類を提示しないで再び当該陸地に立ち入らない義務

- (4) 第2項及び第3項の規定は、〔第1項の〕取締官が次に掲げる〔者の〕いずれかである場合において制服を着用しているときは、適用しない。

- (a) オーストラリア国防軍に属する者
- (b) 税関職員（1901年関税法⁽²⁹⁾に定める意義を有するものをいう。）
- (c) オーストラリア連邦警察の職員又は特別職員
- (d) 〔その他〕規則で定める官吏

第4節 情報の取得

第57条 回答、記録及び書類の要求

- (1) 海洋取締官は、人に対し、質問に対する回答又は記録若しくは書類の提出を要求することができる。
- (2) 〔第1項の〕質問又は書類は、次に掲げる事項のいずれかに関するもの又は関連するものとすることができる。
- (a) 船舶、施設、航空機又は陸地
- (b) 船舶の運航、施設の運用若しくは航空機の運航又は船舶、施設、航空機若しくは陸地において行われた活動
- (c) 船舶、施設、航空機若しくは陸地又はこれらの付近にある一切の物（倉庫及び貨物を含む。）
- (d) 〔第1項の〕者その他の者の身元
- (e) 〔第1項の〕者その他の者が船舶、施設、航空機又は陸地又はこれらの付近にいる理由
- (f) 〔第1項の〕者その他の者による一切の移動

(29) Customs Act 1901.

- (g) オーストラリアの法令に違反する行為又はその疑いのある行為
- (3) 第2項の規定は、第1項の規定の〔適用〕を妨げない。

第58条 記録の取得

海洋取締官は、船舶、施設又は航空機を計測し、その記録を作成し、又はその責任者に対し船舶の運航、施設の運用又は航空機の運航に関する航海計器その他の計器の記録を当該取締官に示すことを要求することができる。

第5節 搜索

第59条 場所の搜索

- (1) 海洋取締官は、搜索《個人の居住区画の搜索を含む。》を行うことができる。

船倉の開扉等

- (2) 搜索をするときは、海洋取締官は、〔閉鎖された〕場所（船倉、客室、コンテナ、貯蔵庫又は貯蔵庫の用に供することができる一切の場所を含む。）の錠をはずすことができる。
- (3) 〔閉鎖された〕場所の錠をはずす前に、海洋取締官は、当該船舶、施設、航空機又は陸地の責任者に対し、〔閉鎖された〕場所を開ける相当な機会を与えなければならない。
- (4) 第3項の規定は、〔同項の責任〕者に〔同項の〕機会を事実上与えることができないときは、適用しない。

犬、装置等の使用

- (5) 海洋取締官は、犬、装置その他搜索の補助となる物を用いることができる。

第60条 海中からの人又は物の引上げ

海洋取締官は、海中から人又は物を引き上げることができる。

第61条 身体の搜索

- (1) 海洋取締官は、身体の搜索をすることができる。
- (2) 〔第1項の身体の〕搜索は、次に掲げる搜検の一方又は双方とする。
- (a) 通常搜検
- (b) 身体搜検
- (3) 〔第1項の〕取締官は、搜索の結果、発見した一切の物の提出を要求することができる。

通常搜検及び身体搜検の意義

- (4) **通常搜検** (*ordinary search*) とは、人の身体又は所持品の搜索をいい、次に掲げる事項を含む。
- (a) 本人に対し、そのオーバーコート、コート又は上衣を、更に手袋、靴下又は帽子〔を着用している者にあってはこれら〕を脱ぐことを要求すること。
- (b) 〔(a)に規定する〕衣類等の検査
- (5) **身体搜検** (*frisk search*) とは、次に掲げる事項をいう。
- (a) 人の外衣の上から手を速やかに動かして行う人の搜索
- (b) 人が任意に脱いだ機会を利用して行うその着衣又は携帯品の検査

第62条 身体搜検の実施

- (1) 身体搜検は、海洋取締官又は補助者で身体搜検を受ける者と性別を同じくするものがしなければならない。
- (2) 補助者が〔身体〕搜検をするときは、海洋取締官の立会いの下にしなければならない。
- (3) 次に掲げる者がいないときは、いかなる海洋取締官も搜検をすることができる。
- (a) 海洋取締官であって、〔身体搜検を受ける者と〕性別を同じくするもの
- (b) その他補助について同意を得る見込みのある適当な者であって、〔身体搜検を受け

る者と] 性別を同じくするもの

第6節 発見され又は提出された物

第63条 物の検証

海洋取締官の検証権限

(1) 海洋取締官は、物の検証をすることができる。

検証の例示

- (2) [第1項の] 取締官は、次に掲げる措置を講じることができる。
- (a) [第1項の] 物が入っており、又は入っている見込みのある包装物を開けること。
- (b) [第1項の] 物に対し X線装置又はイオン走査装置等の装置を用いること。
- (c) [第1項の] 物の検査又は分析をすること。
- (d) [第1項の] 物を量り、又は数えること。
- (e) [第1項の] 物の試料を採取すること（当該物の破壊による試料採取を含む。）。
- (f) [第1項の] 物を操作すること。
- (g) [第1項の] 物又はその内容が記録又は文書である場合にあつては、直接に又は電子機器を用いて当該記録又は文書を読むこと。
- (h) [第1項の] 物の検証の補助として犬を用いること。
- (i) [第1項の] 物の写真を撮影し、又は録画をすること。
- (j) [第1項の] 物の見取図を作成すること
- (3) 第2項の規定は、第1項の規定の [適用] を妨げない。

検証のための実力の行使

(4) [第1項の] 取締官は、[同項の] 物又はそ

の一部を開けるため、実力を行使することができる。

- (5) [第4項の規定] にかかわらず、[第1項の] 取締官は、事前に、次に掲げる者に対し、[第4項の] 物又はその一部を開ける適当な機会を与えなければならない。
- (a) 発見された当該物の占有者
- (b) 当該物が船舶内、施設内、航空機内又は [保護] 陸地内で発見された場合にあつては、—その船舶、施設、航空機又は [保護] 陸地の責任者
- (6) 事実上 [第5項の] 機会を与えることができないときは、同項の規定を適用しない。

第64条 物の安全な管理及び表示

- (1) 海洋取締官は、次に掲げる措置の1又は2以上を講じることができる。
- (a) 物に封印をすること。
- (b) 物に記号の表示をすること。
- (c) 施設その他の方法により物を安全に管理すること（船舶又は航空機の保管³⁰を含む。）。
- (d) 生きている植物にあつては、次に掲げる措置のいずれか
- (i) 当該植物が入り又は生育している籠又は容器に記号その他の表示をすること。
- (ii) 当該植物に表示又は札を付すること。
- (e) 生きている動物にあつては、次に掲げる措置のいずれか
- (i) 当該動物に走査可能な装置を移植すること³¹。
- (ii) 当該動物の身体の一部に翼帯等を装着すること。
- (iii) 当該動物の身体の一部に札又は脚環等を装着すること（当該一部に穴を開ける

³⁰ この「保管」の原語は、“hold”である。

³¹ 個体識別等による動物の管理を目的としてマイクロチップをその皮下に埋め込むこと等をいうのではないと思われる。日本国内の例として、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省、環境省令第2号）第8条第2号等参照。

方法によるか、その他の装着方法によるかを問わない。)

(iv) 当該動物が入っている籠又は容器に記号その他の表示をすること。

犯罪

(2) 次に掲げる要件に該当する者は、罪を犯したものとし、50単位の罰金³²⁾に処する。

(a) 船舶、施設、航空機又は陸地に対する権限の行使に際し、海洋取締官が物に封印をし、記号その他の表示をし若しくは施錠をし、又は物を安全に管理したこと。

(b) [(a)の] 権限の継続的な行使が停止していなかったこと。

(c) 犯人が次のいずれかに該当する行為をしたこと。

(i) [(a)に規定する] 封印を破り又は損壊すること。

(ii) [(a)に規定する] 記号その他の表示を消し又は損壊すること。

(iii) [(a)の規定による] 施錠の破壊又は開錠その他の方法により [(a)に規定する] 物の安全な管理に支障を生じさせること。

(d) 犯人が海洋取締官の同意を得ないで [(c)の行為を] したこと。

(3) 次に掲げる要件に該当する者は、罪を犯したものとし、50単位の罰金に処する。

(a) 船舶、施設、航空機又は陸地に対する権限の行使に際し、海洋取締官が次に掲げる措置のいずれかを講じたこと。

(i) 動物に走査可能な装置を移植すること。

(ii) 動物の身体の一部に翼帯等を装着すること。

(iii) 動物の身体の一部に札又は脚環等を装着すること(当該一部に穴を開ける方法によるか、その他の装着方法によるかを問

わない)。

(b) [(a)の] 権限の継続的な行使が停止していないこと。

(c) 本人が当該移植装置、翼帯等、札又は脚環等を取り外し、又はその[装着]を妨げたこと。

(d) 本人が海洋取締官の同意を得ないで [(c)の行為を] したこと。

第65条 記録又は文書の複写

海洋取締官は、記録若しくは文書又はその一部を複写することができる。

第66条 武器の安全な管理

(1) 海洋取締官は、武器を安全に管理することができる。

(2) [第1項の] 取締官は、次に掲げる措置を講じることができる。

(a) 暫定的に[第1項の] 武器の占有を取得すること。

(b) 暫定的に[第1項の] 武器の占有を他人に取得させること。

(c) [第1項の] 武器を移動し、又はこれを看守すること。

(d) [第1項の] 武器を取り上げ、又は解体すること。

(3) 第2項の規定は、第1項の規定の[適用]を妨げない。

第67条 物の押収

(1) 海洋取締官は、次に掲げる物を押収することができる。

(a) 武器

(b) [当該] 取締官が次に掲げる物であると疑うに足りる相当な理由があると認める一切のもの

³²⁾ 1単位の罰金は、170オーストラリアドルである。Crimes Act 1914, s.4AA (1).

- (i) 証拠物
 - (ii) 出入国規制薬物又は出入国規制植物
 - (iii) 連邦又は州若しくは準州が所有する物
- (2) 連邦又は州若しくは準州が所有する物は、連邦又は当該州若しくは準州が没収した物を含むものと解釈しなければならない。
- (3) 第1項の規定により押収された物は、**押収物 (seized thing)**とする。

第68条 物の留置

- (1) 海洋取締官は、オーストラリアの法令により押収が可能であると疑うに足りる相当な理由のある一切の物を留置することができる。
- (2) [第1項の] 取締官は、[オーストラリアの] 法令によれば [同項の] 物の占有の取得に令状が必要となるべき場合においても、その物を留置することができる。
- (3) 第1項の規定により留置された物は、**留置物 (retained thing)**とする。

第7節 船舶、航空機その他の輸送機関の抑留

第69条 船舶及び航空機

- (1) 海洋取締官は、船舶又は航空機を抑留することができる。
- (2) [第1項の] 取締官は、次に掲げる措置を講じることができる。
- (a) [第1項の] 船舶を港その他の場所でその取締官が適当と認めるものに回航し若しくは回航させ、又は航空機を空港その他の場所でその取締官が適当と認めるものに着陸させること。
 - (b) [第1項の] 船舶が返還され又は処分されるまで、[(a)に規定する] 場所において、[同項の] 船舶若しくは航空機を引き続き管理すること又は [同項の] 船舶若しくは航空機の責任者に対しその船舶若しくは航空機

を引き続き管理することを要求すること。

- (3) [第1項の] 船舶又は航空機が [第1項の] 港、空港その他の場所に到達するためにそのオーストラリア国外の移動を必要とする場合においても、[第1項の] 取締官は、その船舶をその港その他の場所に回航し若しくは回航させ、又は航空機をその空港その他の場所に着陸させることができる。
- (4) 第1項の規定により抑留された船舶は、**抑留船舶 (detained vessel)**とする。
- (5) 第1項の規定により抑留された航空機は、**抑留航空機 (detained aircraft)**とする。

第70条 その他の輸送機関

海洋取締官は、車両その他の陸上の輸送機関を抑留することができる。

第8節 人の収容及び移動

第71条 人の収容

船舶、施設、航空機又は [保護] 陸地に対し権限を行使する海洋取締官は、その船舶、施設、航空機又は [保護] 陸地における特定の場所に人を収容し又は保護することができる。

第72条 抑留船舶内及び抑留航空機内にある者

- (1) この条の規定は、次のいずれかに該当する者について適用する。
- (a) 抑留船舶内又は抑留航空機内にある者
 - (b) 海洋取締官が、船舶又は航空機が抑留された時に[(a)の]船舶内又は航空機内にあったと疑うに足りる相当な理由があると認めらる者
- (2) 海洋取締官は、[第1項の] 者を [同項の] 船舶又は航空機に帰還させることができる。
- (3) 海洋取締官は、[第1項の] 者に対し、次のいずれかに該当する時に至るまで [引き続

き] [同項の] 船舶内又は航空機内に留まることを要求することができる。

- (a) 当該船舶を港その他の場所に回航し若しくは回航させること又は航空機を空港その他の場所に着陸させること（第 69 条参照）。
- (b) 当該船舶又は航空機が [(a)の] 港、空港その他の場所から出発を許可されること。
- (4) 海洋取締官は、[第 1 項の] 者を抑留して、次に掲げる場所に連行し又は連行させることができる。
- (a) 移住区域内の場所
- (b) 移住区域外の場所《オーストラリア国外の場所を含む。》
- (5) [第 1 項の] 者を他の場所に連行することを目的として、海洋取締官は、オーストラリア国内又は国外において、次に掲げる措置を講じることができる。
- (a) [第 1 項の] 者を船舶内又は航空機内に収容すること。
- (b) [第 1 項の] 者を船舶内又は航空機内において拘束すること。
- (c) [第 1 項の] 者を船舶又は航空機から退去させること。

第 73 条 抑留規定の適用

- (1) 海洋取締官は、抑留規定に定める意義を有する職員（その [官職の] 名称を問わない。）とみなされる者として、当該規定により人を抑留することができる。
- (2) 次に掲げる規定は、それぞれ**抑留規定 (detention provision)** とする。
- (a) 1999 年環境保護及び生物多様性保全法 第 1 附則第 8 条⁽³³⁾
- (b) 1991 年水産業管理法 第 1A 附則第 8 条⁽³⁴⁾
- (c) 1984 年トレス海峡水産業法 第 2 附則第 8

条⁽³⁵⁾

- (d) [その他] 規則で定める規定

第 74 条 人の安全 [の確保]

海洋取締官は、人に安全な場所と認めるに足りる相当な理由がなければ、当該場所に人を収容し又は保護してはならない。

第 75 条 逮捕でない拘束

- (1) この節の規定の適用により人の自由を拘束することは、逮捕となるもの又は不法なものではない。
- (2) いかなる裁判所においても、連邦、海洋取締官又は補助者に対し、[第 1 項の] 拘束に関する訴え《民事であるか又は刑事であるかを問わない。》を提起し、又は継続することができない。

第 9 節 逮捕

第 76 条 正式起訴を要する罪による逮捕

- (1) 海洋取締官は、オーストラリアの法令に違反する罪で正式起訴を要するものを犯したと疑うに足りる相当な理由があると認める者を逮捕することができる。

逮捕 [された者の] 釈放

- (2) [第 1 項の] 取締官は、[同項に規定する] 罪により [逮捕された] 者が起訴される前に本人についてその罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がなくなると認めるときは、当該 [逮捕された] 者を釈放しなければならない。

第 77 条 逮捕状の執行

海洋取締官は、オーストラリアの法令によ

⁽³³⁾ Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999, Sch.1 cl.8.

⁽³⁴⁾ Fisheries Management Act 1991, Sch.1A cl.8.

⁽³⁵⁾ Torres Strait Fisheries Act 1984, Sch.2 cl.8.

り有効な逮捕状に記載された〔被疑〕者を逮捕することができる。

第10節 行為の停止の要求

第78条 行為の停止の要求

海洋取締官は、オーストラリアの法令に違反する行為に当たる行為があると信ずるに足りる相当な理由があると認めるときは、その行為の停止を要求することができる。

第4章 物に対する措置(第79条～第93条) (略)

第5章 人に対する措置(第94条～第102条) (略)

第6章 義務違反(第103条)(略)

第7章 雑則(第104条～第122条)(略)

出典

・ MARITIME POWERS ACT 2013 (No. 15, 2013)
〈<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2013A00015>〉

(かわしま たろう)

(いび みえこ)